

電力広域的運営推進機関 送配電等業務指針 新旧対照表

変更前 (変更点に下線)	変更後 (変更点に下線)
<p>平成27年4月28日施行 <u>平成27年8月31日変更</u> <u>平成28年4月1日変更</u> <u>平成28年7月11日変更</u> <u>平成28年10月18日変更</u> <u>平成29年4月1日変更</u> <u>平成29年9月6日変更</u> <u>平成30年6月29日変更</u> <u>平成30年10月1日変更</u> <u>平成31年4月1日変更</u></p>	<p>平成27年4月28日施行 年 月 日変更</p>

送配電等業務指針

送配電等業務指針

電力広域的運営推進機関

電力広域的運営推進機関

変更前（変更点に下線）	変更後（変更点に下線）
(新設)	<p>(変更履歴)</p> <p><u>平成27年4月28日施行</u></p> <p><u>平成27年8月31日変更</u></p> <p><u>平成28年4月1日変更</u></p> <p><u>平成28年7月11日変更</u></p> <p><u>平成28年10月18日変更</u></p> <p><u>平成29年4月1日変更</u></p> <p><u>平成29年9月6日変更</u></p> <p><u>平成30年6月29日変更</u></p> <p><u>平成30年10月1日変更</u></p> <p><u>平成31年4月1日変更</u></p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)																
(供給区域需要の想定) 第4条 一般送配電事業者は、需要想定要領に基づき、次の各号に掲げる想定期間及び想定対象にしたがって、自らの供給区域の供給区域需要の想定を行い、毎年度1月20日までに本機関に提出する。 一・二 (略) 2 一般送配電事業者は、供給区域需要の想定にあたっては、本機関が業務規程第22条第2項に基づき公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、過去の需要の実績、供給区域の個別事情その他適切に需要想定を行うにあたり必要となる事項を考慮しなければならない。 3 (略)	(供給区域需要の想定) 第4条 一般送配電事業者は、需要想定要領に基づき、次の各号に掲げる想定期間及び想定対象にしたがって、自らの供給区域需要の想定を行い、毎年度1月20日までに本機関に提出する。 一・二 (略) 2 一般送配電事業者は、供給区域需要の想定に当たっては、本機関が業務規程第22条第2項に基づき公表する経済見通しその他の情報、直近の需要動向、需要の実績、供給区域の個別事情その他適切に需要想定を行うに当たり必要となる事項を考慮しなければならない。 3 (略)																
(供給区域需要の検証) 第5条 一般送配電事業者は、本機関に対し、次の各号に掲げる区分に応じ同号に掲げる期限までに、供給区域需要の実績及び需要実績に対する気温等による影響量に関する情報を提出しなければならない。 一・二 (略) 三 当年度の夏季最大需要電力 每年10月末日。但し、冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域については、冬季最大需要電力に関する提出期限を毎年翌年度5月末日とする。 (新設) 2 一般送配電事業者は、別表2-1のとおり、供給区域需要の実績と供給計画として届け出た供給区域需要の想定とを比較し、その差異について検証を行う。但し、本機関の要請があった場合には、別表2-1に記載する期間以外の需要実績と需要想定についても比較及び検証の対象とする。 3 一般送配電事業者は、前項の比較及び検証に際しては、気温、人口、経済動向その他の需要に影響し得る要因及びその影響量について検証しなければならない。 4 (略) 一 (略) 二 最大需要電力に関する検証結果 每年10月末日。但し、冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域については、毎年5月末日とする。 (新設) 5 (略)	(供給区域需要の検証) 第5条 一般送配電事業者は、本機関に対し、次の各号に掲げる区分に応じ同号に掲げる期限までに、供給区域需要の実績及び需要実績に対する気象等による影響量に関する情報を提出しなければならない。 一・二 (略) 三 当年度の夏季最大需要電力 每年10月末日 四 前年度の冬季最大需要電力 每年5月末日 2 一般送配電事業者は、別表2-1のとおり、供給区域需要の実績と供給計画として届け出た供給区域需要の想定とを比較し、その差異について検証を行う。ただし、本機関の要請があった場合には、別表2-1に記載する期間以外の需要実績と需要想定についても比較及び検証の対象とする。 3 一般送配電事業者は、前項の比較及び検証に際しては、気象、人口、経済動向その他の需要に影響し得る要因及びその影響量について検証しなければならない。 4 (略) 一 (略) 二 当年度の夏季最大需要電力に関する検証結果 每年10月末日。 三 前年度の冬季最大需要電力に関する検証結果 每年5月末日 5 (略)																
別表2-1 検証する需要想定と比較対象とする需要実績 <table border="1"><thead><tr><th>比較対象とする需要実績</th><th>検証する需要想定</th></tr></thead><tbody><tr><td>前年度の需要電力量</td><td>前年度計画の第1年度</td></tr><tr><td>当年度の夏季最大3日平均電力</td><td>当年度計画の第1年度</td></tr><tr><td>前年度の冬季最大3日平均電力(※)</td><td>前年度計画の第1年度</td></tr></tbody></table> (※) 冬季に年間の最大需要電力が発生する供給区域のみ対象とする。	比較対象とする需要実績	検証する需要想定	前年度の需要電力量	前年度計画の第1年度	当年度の夏季最大3日平均電力	当年度計画の第1年度	前年度の冬季最大3日平均電力(※)	前年度計画の第1年度	別表2-1 検証する需要想定と比較対象とする需要実績 <table border="1"><thead><tr><th>比較対象とする需要実績</th><th>検証する需要想定</th></tr></thead><tbody><tr><td>前年度の需要電力量</td><td>前年度計画の第1年度</td></tr><tr><td>当年度の夏季最大需要電力</td><td>当年度計画の第1年度</td></tr><tr><td>前年度の冬季最大需要電力</td><td>前年度計画の第1年度</td></tr></tbody></table>	比較対象とする需要実績	検証する需要想定	前年度の需要電力量	前年度計画の第1年度	当年度の夏季最大需要電力	当年度計画の第1年度	前年度の冬季最大需要電力	前年度計画の第1年度
比較対象とする需要実績	検証する需要想定																
前年度の需要電力量	前年度計画の第1年度																
当年度の夏季最大3日平均電力	当年度計画の第1年度																
前年度の冬季最大3日平均電力(※)	前年度計画の第1年度																
比較対象とする需要実績	検証する需要想定																
前年度の需要電力量	前年度計画の第1年度																
当年度の夏季最大需要電力	当年度計画の第1年度																
前年度の冬季最大需要電力	前年度計画の第1年度																
(小売需要の想定) 第6条 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者(以下「小売電気事業者等」という。)は、需要想定要領に基づき、小売供給を行う相手方の需要(以下、本章において「小売需要」という。)の想定を行い、供給計画の案の一部として、本機関に提出する。 2 小売電気事業者等は、小売需要の想定にあたっては、第4条第2項に定める事由のほか電源の調達計画、販売計画等を考慮しなければならない。	(小売需要の想定) 第6条 小売電気事業者及び登録特定送配電事業者(以下「小売電気事業者等」という。)は、需要想定要領に基づき、小売供給を行う相手方の需要(以下、この章において「小売需要」という。)の想定を行い、供給計画の案の一部として、本機関に提出する。 2 小売電気事業者等は、小売需要の想定に当たっては、第4条第2項に定める事由のほか電源の調達計画、販売計画等を考慮しなければならない。																

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(供給計画の案の調整等における考慮事項) 第13条 (略) 一 (略) ア・イ (略) ウ 国の定めるガイドライン及び記載要領(以下「供給計画ガイドライン等」という。)に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点が <u>有るか否か</u> エ 需給バランス評価の結果、需要に対して必要な供給力になっているか <u>否か</u> オ・カ (略) 二 (略) ア 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法における著しく不合理な点が <u>有るか否か</u> イ・ウ (略) 三 (略) ア (略) イ 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点が <u>有るか否か</u> ウ・エ (略) 四 (略)	(供給計画の案の調整等における考慮事項) 第13条 (略) 一 (略) ア・イ (略) ウ 国の定めるガイドライン及び記載要領(以下「供給計画ガイドライン等」という。)に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点が <u>あるかどうか</u> エ 需給バランス評価の結果、需要に対して必要な供給力になっているか <u>どうか</u> オ・カ (略) 二 (略) ア 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法における著しく不合理な点が <u>あるかどうか</u> イ・ウ (略) 三 (略) ア (略) イ 供給計画ガイドライン等に照らし、供給力の算定方法において著しく不合理な点が <u>あるかどうか</u> ウ・エ (略) 四 (略)
(供給計画の取りまとめ等に関する本機関への協力) 第15条 (略) 2 電気供給事業者は、業務規程第28条第3項に基づき、本機関から需給バランス評価に <u>あたって</u> 、必要な情報の提供その他の協力を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。	(供給計画の取りまとめ等に関する本機関への協力) 第15条 (略) 2 電気供給事業者は、業務規程第28条第3項に基づき、本機関から需給バランス評価に <u>当たって</u> 、必要な情報の提供その他の協力を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。
第4章 電源入札等	第4章 容量市場及び電源入札等
(新設)	第1節 容量市場
(新設)	(容量市場システムの利用) 第15条の2 容量市場システムを通じて行うことができる業務は、容量市場に関連する次の各号に掲げる業務とする。 一 事業者情報の登録、変更、取消 二 電源等情報の登録、変更、取消 三 期待容量の登録、変更、取消 四 容量オークションへの応札情報の登録、変更、取消 五 本機関との間で締結した容量確保契約に関連する情報の確認及び資料の提出 六 差替先電源等情報の登録、変更、取消 七 本機関から通知、公表される容量市場に関連する情報の確認 八 その他容量市場に関連する業務

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(新設)	<p>(マニュアルの遵守等)</p> <p>第15条の3 市場参加資格事業者は、本機関が業務規程第32条の4に基づき作成する容量市場システムマニュアル及び業務規程第32条の5に基づき策定する容量市場業務マニュアルを遵守しなければならない。</p>
(新設)	<p>(容量オークションの参加の条件)</p> <p>第15条の4 業務規程第32条の2第1項第1号に基づき本機関が実施するメインオークションへの参加の条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする(ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。)。</p> <p>一 次のアからエのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の安定的な供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者(以下「安定電源提供者」という。)であること。</p> <p>ア 水力電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。)</p> <p>イ 火力電源</p> <p>ウ 原子力電源</p> <p>エ 再生可能エネルギー電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものに限る。)</p> <p>二 次のア又はイのいずれかに該当する電源により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力を提供する事業者又はその取次を業として行う事業者(以下「変動電源提供者」という。)であること。</p> <p>ア 水力電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。)</p> <p>イ 再生可能エネルギー電源(ただし、安定的に供給力を提供できるものは除く。)</p> <p>三 次のアからウのいずれかに該当する電源又は特定抑制依頼(電気事業法施行規則第1条第2項第8号に定める。)等により、期待容量が1,000キロワット以上の供給力(ただし、複数の電源等を組み合わせて供給力を提供する場合は同一供給区域に属しているものに限る。)を提供する事業者(以下「発動指令電源提供者」という。)であること。</p> <p>ア 安定的に電気を供給することが困難な発電用の自家用電気工作物等</p> <p>イ 需要に対する特定抑制依頼</p> <p>ウ 期待容量が1,000キロワット未満の発電設備等</p> <p>2 業務規程第32条の2第2号に基づき本機関が実施する追加オークションへの参加の条件は、次の各号のいずれかに掲げるとおりとする(ただし、実需給年度において電源入札等その他制度から補填金等を得ている電源及び供給区域の供給力に計上できない電源は除く。)。</p> <p>一 業務規程第32条の2第2号アに基づき調達オークションを実施する場合 次のアからウに掲げる事業者であって、同アからウに記載する条件を満たしていること。</p> <p>ア 前項第1号から第3号のいずれかに該当する事業者 調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに応札し、落札できなかったこと、又は、新設等やむを得ない事由により当該調達オークションの実需給年度を対象とするメインオークションに参加できなかったこと(ただし、前項第3号に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。)</p> <p>イ 発電用の自家用電気工作物の供給力を提供する安定電源提供者 本機関との間で調達オークションの実需給年度を対象とする容量確保契約を締結しており、当該容量確保契約の締結時点から発電販売計画の見通しが明確になったこと等によって、当該容量確保契約の容量確保契約容量を超過する供給力を提供できるようになったこと。</p> <p>ウ 発動指令電源提供者 本機関との間で調達オークションの実需給年度を対象とする容量確保</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
	<p>契約を締結しており、実効容量が容量確保契約容量を超過したこと。</p> <p>二 業務規程第32条の2第2号イに基づきリリースオークションを実施する場合 前項第1号から第3号のいずれかに該当する事業者が当該リリースオークションの実需給年度を対象とするメインオークションで落札し、容量提供事業者になっていること(ただし、前項第3号に該当する事業者は実効容量を確定している者に限る。)。</p>
(新設)	<p>(市場参加資格事業者の基本情報の登録申込み)</p> <p>第15条の5 市場参加資格事業者は、本機関による容量オークションの募集への応札を希望する場合は、事前に、次の各号に掲げる市場参加資格事業者の基本情報の登録申込みを行わなければならない。</p> <p>一 事業者情報の登録</p> <p>二 電源等情報の登録</p> <p>2 一般送配電事業者は、本機関から電源等情報の登録申込みに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。</p>
(新設)	<p>(市場参加資格事業者の基本情報の変更又は取消の申込み)</p> <p>第15条の6 市場参加資格事業者は、容量市場システムに登録した市場参加資格事業者の基本情報の内容に変更が生じ、又は基本情報を取り消す場合には、本機関へ速やかに変更又は取消の申込みを行わなければならない。</p> <p>2 一般送配電事業者は、本機関から電源等情報の変更又は取消の手続きに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。</p>
(新設)	<p>(メインオークションにおける容量提供事業者の募集の手順)</p> <p>第15条の7 メインオークションにおける容量提供事業者の募集の手順は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 メインオークション募集要綱の策定及び公表 本機関は、業務規程第32条の12に基づき、メインオークション募集要綱を策定し、公表する。</p> <p>二 メインオークション需要曲線の策定及び公表 本機関は、業務規程第32条の13に基づき、メインオークション需要曲線を策定し、公表する。</p> <p>三 期待容量の登録 メインオークションへの応札を希望する市場参加資格事業者は、メインオークション募集要綱に定める期待容量の登録申込みの受付期間において、期待容量の登録を行う。なお、期待容量の登録後、期待容量の受付期間中に限り、期待容量の変更又は取消の申込みを行うことができる。</p> <p>四 応札 メインオークション参加資格事業者は、メインオークション募集要綱に定める応札の受付期間において、応札情報を提出する。なお、応札情報の提出後、応札の受付期間中に限り、応札情報の変更又は取消を行うことができる。</p>
(新設)	<p>(期待容量の審査の協力)</p> <p>第15条の8 会員は、本機関から期待容量の登録申込みに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。</p>
(新設)	<p>(調達オークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用)</p> <p>第15条の9 第15条の7の規定は、調達オークションの場合に準用する(ただし、第15条の7条第2号は除く)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「調達オークション」と読み替える。</p> <p>2 第15条の4第2項第1号アに該当する事業者のうち、メインオークションに応札し、落札できな</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(新設)	<p>かたた安定電源提供者及び変動電源提供者は、メインオークションへの応札の際に登録した期待容量の変更を行うことができない。</p> <p>(リリースオークション実施の場合のメインオークションに関する規定の準用) 第15条の10 第15条の7の規定は、リリースオークションの場合に準用する(ただし、第15条の7第2号及び第3号は除く。)。この場合において、「メインオークション」とあるのは、「リリースオークション」、「容量提供事業者」とあるのは「容量リリース事業者」と読み替える。</p>
(新設)	<p>(容量確保契約の変更又は解約に応じる義務) 第15条の11 容量提供事業者は、業務規程第32条の19第3項に基づき、本機関から容量確保契約の変更又は解約の要請を受けた場合は、これに応じなければならない。</p>
(新設)	<p>(供給力確認対象事業者の条件) 第15条の12 業務規程第32条の24第1項に定める供給力確認対象事業者の条件は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 メインオークションの落札後、本機関との間で容量確保契約を締結し、容量提供事業者となった発動指令電源提供者 二 調達オークションへの参加を希望する発動指令電源提供者
(新設)	<p>(電源等リストの登録の申込み) 第15条の13 供給力確認対象事業者は、本機関が定める電源等リストの登録申込みの受付期間において、電源等リストの登録の申込みを行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 一般送配電事業者は、本機関から電源等リストの登録申込みに関する審査に必要な情報の提供を求められた場合は、当該情報の提供に応じなければならない。 3 供給力確認対象事業者は、電源等リストの作成に当たっては、業務規程第32条の24第3項に基づき本機関が作成した様式を使用しなければならない。 4 一般送配電事業者は、本機関から登録又は変更された電源等リストの情報(ただし、発電所又は需家の名称等は除く。)の提供を受ける。
(新設)	<p>(電源等リストの変更又は取消の申込み) 第15条の14 供給力確認対象事業者は、次の各号に掲げる期間においてのみ、電源等リストの変更又は取消の申込みを行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 電源等リストの登録申込みの受付期間中 二 実需給年度の開始直前の本機関が別途定める一定の受付期間中 三 実需給年度中
(新設)	<p>(実効性テストの手順) 第15条の15 実効性テストの手順は次の各号に掲げるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 実効性テストの実施日程の報告 テスト対象事業者は、本機関の要請に基づき、協力一般送配電事業者との間で実効性テストの実施日程を調整し、確定した実施日程を本機関へ報告する。 二 実効性テストの実施 テスト対象事業者は、前号に基づき本機関に報告した実施日程において、実効性テストを実施する。 三 実効性テスト結果の提出 テスト対象事業者は、実効性テストの実施後、本機関の要請に基づき、実効性テスト結果を本機関へ提出する。 <p>2 前項の規定にかかわらず、テスト対象事業者は、業務規程第32条の33に定める条件を満たす場合、前項各号の手続を省略することができる。</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(新設)	<p><u>3 テスト対象事業者は、第1項第3号の実効性テスト結果を記録するに当たっては、業務規程第32条の29第2項に基づき本機関が作成した様式を使用しなければならない。</u></p> <p><u>(実効性テストの実施の協力)</u></p> <p><u>第15条の16 協力一般送配電事業者は、本機関からの要請に基づき、次の各号に掲げる、テスト対象事業者による実効性テストの実施に関する事項について協力しなければならない。</u></p> <p>一 <u>テスト対象事業者との実効性テストの実施日程の調整</u></p> <p>二 <u>実効性テスト結果の確認</u></p> <p>三 <u>その他実効性テストの実施に関し必要な事項</u></p>
(新設)	<p><u>(アセスメント)</u></p> <p><u>第15条の17 本機関が業務規程第32条の34に基づき容量提供事業者に対して実施するアセスメントは、次の各号に掲げるとおりとする。</u></p> <p>一 <u>電源等リストの確認 第15条の12第1号に定める供給力確認対象事業者に対し電源等リストの提出を求め、当該電源等リストの内容の確認を行う。</u></p> <p>二 <u>実効性テスト結果の確認 実需給年度開始の2年前に、テスト対象事業者に対して実行性テストの実施日程の調整の報告を求め、当該実施日程における実効性テスト結果の確認を行う。</u></p> <p>三 <u>電源等情報の登録及び期待容量の登録時における未確定事項の確認 電源等情報の登録及び期待容量の登録時において、未確定事項がある容量提供事業者に対し、実需給年度開始までに当該事項の確認を行う。</u></p> <p>四 <u>FIT電源該当有無の確認 登録された電源等情報に対し、隨時、FIT電源の該当有無の確認を行う(国に対し、必要な情報の提供を求める)。</u></p> <p>五 <u>需給状況と容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績の確認 実需給年度中に容量提供事業者に対して、次のアからウの手順により行う。</u></p> <p>ア <u>本機関は、別表8-4に掲げる一般送配電事業者から毎週木曜日に提出される供給区域の需要及び供給力並びに調整力に関する計画(週間計画)に基づき、翌週月曜日から金曜日までの全国及び供給区域における需給ひつ迫のおそれの有無を確認する。</u></p> <p>イ <u>本機関は、容量提供事業者又は一般送配電事業者から提出されるアセスメントの実施に必要な情報に基づき、需給状況及び容量提供事業者の特性に応じた供給力の確保状況及び提供実績等を確認する。</u></p> <p>ウ <u>本機関は、イで確認したアセスメントの結果を容量提供事業者に通知する。</u></p> <p>2 <u>一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、前項のアセスメントに必要な情報を提出しなければならない。</u></p> <p>3 <u>一般送配電事業者は、本機関が行うアセスメントへ協力するため、業務規程第32条の20第3項に基づき、本機関から関係する供給区域の容量提供事業者情報の提供を受ける。</u></p>
(新設)	<p><u>(差替先電源等情報の登録の条件)</u></p> <p><u>第15条の18 差替先電源等提供者が安定電源提供者又は変動電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。</u></p> <p>一 <u>第15条の4第2項第1号ア又はイに掲げる調達オークションの参加条件を満たしていること(ただし、差替後の発電設備等も含む。)、又は、調達オークションに応札され、落札されていないこと。</u></p> <p>二 <u>対象とする実需給年度に応じた期待容量が登録されていること。</u></p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
	<p>2 差替先電源等提供者が発動制約電源提供者に該当する場合、差替先電源等が次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、差替先電源等情報の登録の申込みを行うことができる。</p> <p>一 第15条の4第2項第1号ウに掲げる調達オーケションの参加条件を満たしていること(ただし、差替後の電源等リストも含む)、又は、調達オーケションに応札され、落札されていないこと。</p> <p>二 電源等リストの登録又は実効性テスト結果の提出により、対応する実需給年度に応じた期待容量が確定していること。</p> <p>3 差替先電源等提供者は、差替先電源等情報を登録するに先立ち、期待容量の登録申込みを行わなければならない。</p> <p>4 差替先電源等提供者は、容量市場システムに登録した差替先電源等情報の変更又は取消が必要になった場合は、適切に変更又は取消を行わなければならない。</p>
(新設)	<p>(電源等差替)</p> <p>第15条の19 容量提供事業者は、次の各号のいずれの条件にも該当する場合に限り、電源等差替の登録の申込みを行うことができる。</p> <p>一 電源等差替の相手方が容量市場システムに登録されている差替先電源等であること。</p> <p>二 差替先電源等提供者との合意が得られていること。</p>
(新設)	第2節 電源入札等
(電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項)	(電源入札等の必要性の検討及び評価の際の考慮事項)
第17条 (略)	第17条 (略)
一 (略)	一 (略)
二 (略)	二 (略)
ア 小売電気事業者等(全国又は供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。以下本条で同じ。)の供給力の確保状況	ア 小売電気事業者等(全国又は供給区域の需給バランス評価への影響が大きい事業者に限る。以下、この条で同じ。)の供給力の確保状況
イ・ウ (略)	イ・ウ (略)
三・四 (略)	三・四 (略)
(新設)	五 容量市場における供給力の確保状況(特別オーケションが実施された場合に限る。)
(電源入札等の基本要件の記載事項)	(電源入札等の基本要件の記載事項)
第18条 (略)	第18条 (略)
一・二 (略)	一・二 (略)
三 電源入札等の対象となる電源(発電用電気工作物の建設を行う事業者を募集する場合は除く)	三 電源入札等の対象となる電源(発電用電気工作物の建設を行う事業者を募集する場合は除く。)
四~七 (略)	四~七 (略)
八 電源入札等補填金の <u>支払</u> 条件	八 電源入札等補填金の <u>交付</u> 条件
九~十一 (略)	九~十一 (略)
十二 その他電源入札等を実施するにあたり必要となる事項	十二 その他電源入札等を実施するに当たり必要となる事項
(電源入札等の応募者の条件)	(電源入札等の応募者の条件)
第19条 電気供給事業者(電気供給事業者になろうとする者を含む。以下、本章において同じ。)は、次の各号に掲げる要件を全て充足する場合に限り、業務規程第38条に基づく本機関の募集に対して応募することができる。	第19条 電気供給事業者は、次の各号に掲げる要件を全て充足する場合に限り、業務規程第38条に基づく本機関の募集に対して応募することができる。
一 発電用電気工作物を維持し、運用することができる技術力があること	一 発電用電気工作物を維持し、運用することができる技術力があること。
二 電源維持運用業務にかかる費用(電源入札補填金は除く。)を負担する意思及び能力があること	二 電源維持運用業務にかかる費用(電源入札補填金は除く。)を負担する意思及び能力があること。

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>三 供給力を提供する期間において、継続的に供給力を提供する意思及び能力があること 四 <u>電気事業法</u>その他の法令が遵守できること 五 その他の電源入札等の基本要件に定める条件を満たしていること</p>	<p>三 供給力を提供する期間において、継続的に供給力を提供する意思及び能力があること。 四 <u>法</u>その他の法令が遵守できること。 五 その他の電源入札等の基本要件に定める条件を満たしていること。</p>
(電源維持運用者の募集の手順) <p>第21条 (略) 一 (略) 二 募集要綱の策定・公表 本機関は、電源入札等の基本要件を踏まえ、募集スケジュール、電源入札等を行う供給区域、電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容、同業務の実施期間、電源入札等の方式、電源入札等に応札する条件、電源入札等補填金の<u>支払</u>条件、電源維持運用者の電気の販売に関する条件その他必要な事項を定めた募集要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、募集要綱の策定に<u>あたって</u>は、原則として会員の意見を聴取するとともに、業務規程第5条第2項に基づき、公表する内容を検討するものとする。 三・四 (略)</p>	(電源維持運用者の募集の手順) <p>第21条 (略) 一 (略) 二 募集要綱の策定・公表 本機関は、電源入札等の基本要件を踏まえ、募集スケジュール、電源入札等を行う供給区域、電源入札等の対象となる電源維持運用業務の内容、同業務の実施期間、電源入札等の方式、電源入札等に応札する条件、電源入札等補填金の<u>交付</u>条件、電源維持運用者の電気の販売に関する条件その他必要な事項を定めた募集要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、募集要綱の策定に<u>当たって</u>は、原則として会員の意見を聴取するとともに、業務規程第5条第2項に基づき、公表する内容を検討するものとする。 三・四 (略)</p>
(応募者の評価項目) <p>第22条 (略) 一～五 (略) 六 経済性 工事費(系統増強に係る工事費を含む)、燃料費、修繕費等 七・八 (略)</p>	(応募者の評価項目) <p>第22条 (略) 一～五 (略) 六 経済性 工事費(系統増強に係る工事費を含む)、燃料費、修繕費等 七・八 (略)</p>
(調整力の確保) <p>第25条 一般送配電事業者は、系統運用(第150条に定める。)に必要な調整力を<u>予め</u>確保するよう努める。 2 (略)</p>	(調整力の確保) <p>第25条 一般送配電事業者は、系統運用(第150条に定める。)に必要な調整力を<u>あらかじめ</u>確保するよう努める。 2 (略)</p>
(落札者との契約の締結) <p>第29条 一般送配電事業者と落札者は、調整力の公募等の手続の完了後、公募等の実施要綱又は落札結果等にしたがって、落札者が応募した調整力を利用する内容の契約を締結する。<u>但し</u>、一般送配電事業者と落札者が同一事業者である場合にはこの限りでない。</p>	(落札者との契約の締結) <p>第29条 一般送配電事業者と落札者は、調整力の公募等の手續の完了後、公募等の実施要綱又は落札結果等にしたがって、落札者が応募した調整力を利用する内容の契約を締結する。<u>ただし</u>、一般送配電事業者と落札者が同一事業者である場合にはこの限りでない。</p>
(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件) <p>第33条 業務規程第51条第1号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。<u>但し</u>、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。 一 (略) ア 複数の発電機の計画外停止が実際に発生し、これにより一般送配電事業者の供給区域の予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかかわらず電気の供給の支障(但し、電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が終了した場合を除く。以下「供給支障」という。)が発生した場合</p>	(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件) <p>第33条 業務規程第51条第1号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。<u>ただし</u>、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。 一 (略) ア 複数の発電機の計画外停止が実際に発生し、これにより一般送配電事業者の供給区域の予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかかわらず電気の供給の支障(但し、電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が終了した場合を除く。以下「供給支障」という。)が発生した場合</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>イ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>ア 連系線の利用実績 連系線の利用実績において、過去1年間に運用容量に対する空容量が5%以下となった時間数が、過去1年間の総時間数の20%以上となった場合。<u>但し、連系線の空容量の算定にあたっては、他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものとして取り扱う</u>(以下、エにおいて同じ。)。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ 電気供給事業者の増強ニーズ 複数の電力の広域的取引を行おうとする電気供給事業者(但し、電源を設置しようとする者又は既設の電源の最大受電電力を増加させようとする者である場合は、接続検討の回答を得ている者に限る。)から過去3年以内に受領した増強ニーズの総量が過去の計画策定プロセス(但し、広域連系系統の増強に至らなかつたものに限る。)において定めた基本要件の増強容量を超過した場合</p> <p>オ 連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第91条第1項により一般送配電事業者から広域連系系統の増強を要する契約申込みを受け付けた旨の報告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、当該契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みの増強対象である広域連系系統が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える流通設備であると認めたとき。<u>但し、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く</u></p> <p>カ (略)</p> <p>2 本機関は、前項第2号の要件適合性を判定するに際し、災害による流通設備の故障、流通設備の長期間の作業停止その他の当該期間においてのみ偶発的に発生し、当該期間以降に継続的に発生することが見込まれない事象の影響が認められる場合は、当該影響を<u>控除</u>の上、要件適合性を判定するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>イ (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>ア 連系線の利用実績 連系線の利用実績において、過去1年間に運用容量に対する空容量が5%以下となった時間数が、過去1年間の総時間数の20%以上となった場合。<u>ただし、連系線の空容量の算定にあたっては、他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものとして取り扱う</u>(以下、エにおいて同じ。)。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ 電気供給事業者の増強ニーズ 複数の電力の広域的取引を行おうとする電気供給事業者(ただし、電源を設置しようとする者又は既設の電源の最大受電電力を増加させようとする者である場合は、接続検討の回答を得ている者に限る。)から過去3年以内に受領した増強ニーズの総量が過去の計画策定プロセス(ただし、広域連系系統の増強に至らなかつたものに限る。)において定めた基本要件の増強容量を超過した場合</p> <p>オ 連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第91条第1項により一般送配電事業者から広域連系系統の増強を要する契約申込みを受け付けた旨の報告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、当該契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みの増強対象である広域連系系統が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える流通設備であると認めたとき。<u>ただし、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く</u></p> <p>カ (略)</p> <p>2 本機関は、前項第2号の要件適合性を判定するに際し、災害による流通設備の故障、流通設備の長期間の作業停止その他の当該期間においてのみ偶発的に発生し、当該期間以降に継続的に発生することが見込まれない事象の影響が認められる場合は、当該影響を<u>除外</u>の上、要件適合性を判定するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>
(広域系統整備に関する提起ができる電気供給事業者)	(広域系統整備に関する提起ができる電気供給事業者)
<p>第34条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>ア 既設の電源(但し、最大受電電力を増加させる場合を除く。)を用いた広域的な電力取引を希望していること</p> <p>イ 拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計が1万キロワット以上であること。</p> <p>ウ 広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有していること</p> <p>三 電源設置に関する提起 次のアからエを満たしていること</p> <p>ア 設置しようとする電源(既設の電源の最大受電電力を増加させる場合を含む。以下<u>本条</u>において同じ。)により、広域的な電力取引を行おうとしていること</p> <p>イ 設置しようとする電源に関し、接続検討の回答を得ていること(連系ができない旨の回答である場合を含む。)</p> <p>ウ 設置しようとする電源の出力の合計(但し、既設の電源の最大受電電力を増加させる場合は、拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計とする。)が1万キロワット以上であること</p>	<p>第34条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>ア 既設の電源(ただし、最大受電電力を増加させる場合を除く。)を用いた広域的な電力取引を希望していること。</p> <p>イ 拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計が1万キロワット以上であること。</p> <p>ウ 広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有していること。</p> <p>三 電源設置に関する提起 次のアからエを満たしていること。</p> <p>ア 設置しようとする電源(既設の電源の最大受電電力を増加させる場合を含む。以下、<u>この条</u>において同じ。)により、広域的な電力取引を行おうとしていること。</p> <p>イ 設置しようとする電源に関し、接続検討の回答を得ていること(連系ができない旨の回答である場合を含む。)</p> <p>ウ 設置しようとする電源の出力の合計(ただし、既設の電源の最大受電電力を増加させる場合は、拡大を希望する広域的な電力取引の量の合計とする。)が1万キロワット以上であること。</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>エ 広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有していること</p> <p>2 (略)</p>	<p>エ 広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思及び財務的能力を有していること。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(広域系統整備に関する提起等)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 検討提起者の地位の承継 (但し、新たに提起者となる者が広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思を有しており、財務的能力の評価に必要な資料を本機関に提出し、本機関が財務的能力を有すると判断した場合に限る。)</p> <p>三～五 (略)</p>	<p>(広域系統整備に関する提起等)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 検討提起者の地位の承継 (ただし、新たに提起者となる者が広域系統整備に要すると見込まれる費用負担割合による費用負担の意思を有しており、財務的能力の評価に必要な資料を本機関に提出し、本機関が財務的能力を有すると判断した場合に限る。)</p> <p>三～五 (略)</p>
<p>(電気供給事業者の提起による計画策定プロセスの開始手続)</p> <p>第36条 業務規程第51条第2号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。但し、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。</p> <p>一 安定供給に関する提起 広域系統整備に関する提起の内容を確認し、第33条第1項第1号に掲げる安定供給の観点から検討する必要性があると認められること</p> <p>二 広域的取引の環境整備及び電源設置に関する提起 次のアからウを満たすこと</p> <p>ア 検討提起者が希望する電力取引の量が広域連系系統の既設設備において送電できる電力の容量を1万キロワット以上超過すること</p> <p>イ 検討提起者が、本機関が業務規程第59条に基づいて決定する費用負担割合による費用負担の意思を有しており、それを裏付ける財務的能力を有していること</p> <p>ウ 整備の検討の対象となる流通設備が、広域連系系統に該当すること</p>	<p>(電気供給事業者の提起による計画策定プロセスの開始手続)</p> <p>第36条 業務規程第51条第2号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、業務規程第52条第2項に掲げる場合には、計画策定プロセスの検討を開始しない。</p> <p>一 安定供給に関する提起 広域系統整備に関する提起の内容を確認し、第33条第1項第1号に掲げる安定供給の観点から検討する必要性があると認められること。</p> <p>二 広域的取引の環境整備及び電源設置に関する提起 次のアからウを満たすこと。</p> <p>ア 検討提起者が希望する電力取引の量が広域連系系統の既設設備において送電できる電力の容量を1万キロワット以上超過すること。</p> <p>イ 検討提起者が、本機関が業務規程第59条に基づいて決定する費用負担割合による費用負担の意思を有しており、それを裏付ける財務的能力を有していること。</p> <p>ウ 整備の検討の対象となる流通設備が、広域連系系統に該当すること。</p>
<p>(計画策定プロセスの進め方の決定)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>ア 過去の検討案件との照合確認 新規の計画策定プロセスに係る案件(以下「新規検討案件」という。)と、過去の計画策定プロセスにより検討を行った案件(但し、広域系統整備計画の決定に至らなかった案件に限る。)との間の検討開始の理由及び内容の同一性。同一性が認められる場合には、当該案件の検討を行った時からの状況の変化の有無及び程度</p> <p>イ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、電気供給事業者の提起に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、業務規程第55条第1項に掲げる事項を当該電気事業者に書面で通知する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(計画策定プロセスの進め方の決定)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>ア 過去の検討案件との照合確認 新規の計画策定プロセスに係る案件(以下「新規検討案件」という。)と、過去の計画策定プロセスにより検討を行った案件(ただし、広域系統整備計画の決定に至らなかった案件に限る。)との間の検討開始の理由及び内容の同一性。同一性が認められる場合には、当該案件の検討を行った時からの状況の変化の有無及び程度</p> <p>イ (略)</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、電気供給事業者の提起に基づき、計画策定プロセスを開始した案件である場合は、計画策定プロセスの進め方の決定後、業務規程第55条第1項に掲げる事項を当該電気供給事業者に書面で通知する。</p> <p>4 (略)</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(基本要件等の決定) 第39条 本機関は、前条第1項の確認及び検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要性があると判断した場合は、広域系統整備の基本要件及び受益者の検討にあたり、次の各号に定める事項を考慮の上、広域系統整備を行う必要性の有無を検討する。 一～六 (略) 2 (略) 一 検討提起者の意見 (第 <u>40</u> 条第2号に基づき計画策定プロセスを開始した場合に限る) 二 国の要請の内容 (第 <u>40</u> 条第3号に基づき計画策定プロセスを開始した場合に限る) 三 (略) 3 (略)	(基本要件等の決定) 第39条 本機関は、前条第1項の確認及び検討の結果、計画策定プロセスを継続する必要性があると判断した場合は、広域系統整備の基本要件及び受益者の検討に当たり、次の各号に定める事項を考慮の上、広域系統整備を行う必要性の有無を検討する。 一～六 (略) 2 (略) 一 検討提起者の意見 (<u>業務規程第51</u> 条第2号に基づき計画策定プロセスを開始した場合に限る。) 二 国の要請の内容 (<u>業務規程第51</u> 条第3号に基づき計画策定プロセスを開始した場合に限る。) 三 (略) 3 (略)
(電気供給事業者の募集及び応募等の手続) 第40条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 一 (略) 二 応募者の地位の承継 (但し、新たに応募者となる者が費用負担の意思を有することを明らかにするとともに、財務的能力の評価に必要な資料を本機関に提出し、本機関が財務的能力を有すると判断した場合に限る。) 三～五 (略)	(電気供給事業者の募集及び応募等の手續) 第40条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 (略) 5 (略) 一 (略) 二 応募者の地位の承継 (ただし、新たに応募者となる者が費用負担の意思を有することを明らかにするとともに、財務的能力の評価に必要な資料を本機関に提出し、本機関が財務的能力を有すると判断した場合に限る。) 三～五 (略)
(実施案等の募集の実施) 第43条 (略) 一 (略) 二 公募要項の策定・公表 本機関は、第39条により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案の提出期限、実施案及び事業実施主体の選定スケジュール、実施案及び事業実施主体の評価方法、実施案の記載事項その他必要な事項を定めた公募要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、公募要綱の策定にあたっては、必要に応じ会員の意見を聴取するとともに、業務規程第5条第2項に基づき、公表する内容を検討するものとする。 三・四 (略) 五 応募意志を有する事業者が不在の場合の対応 本機関は、前号による確認の結果、応募資格を満たす事業者（以下「有資格事業者」という。）がない場合には、実施案の募集を取り止める。この場合には、本機関は、広域系統整備の基本要件に定めた工事概要に基づき、当該工事により設置する電線路等の接続先となる電線路等を維持及び運用する一般送配電事業者又は送電事業者の中から実施案の提出を求める事業者を選定し、実施案の提出を求める。但し、本機関が、広域系統整備の基本要件に照らし、他の一般送配電事業者又は送電事業者に実施案の提出を求めることが適切と判断した場合には、当該一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。	(実施案等の募集の実施) 第43条 (略) 一 (略) 二 公募要項の策定・公表 本機関は、第39条により決定した広域系統整備の基本要件を踏まえ、応募資格、必要な増強容量、広域系統整備が必要となる時期、広域系統整備の方策、実施案の提出期限、実施案及び事業実施主体の選定スケジュール、実施案及び事業実施主体の評価方法、実施案の記載事項その他必要な事項を定めた公募要綱を策定し、公表する。なお、本機関は、公募要綱の策定に当たっては、必要に応じ会員の意見を聴取するとともに、業務規程第5条第2項に基づき、公表する内容を検討するものとする。 三・四 (略) 五 応募意志を有する事業者が不在の場合の対応 本機関は、前号による確認の結果、応募資格を満たす事業者（以下「有資格事業者」という。）がない場合には、実施案の募集を取り止める。この場合には、本機関は、広域系統整備の基本要件に定めた工事概要に基づき、当該工事により設置する電線路等の接続先となる電線路等を維持及び運用する一般送配電事業者又は送電事業者の中から実施案の提出を求める事業者を選定し、実施案の提出を求める。ただし、本機関が、広域系統整備の基本要件に照らし、他の一般送配電事業者又は送電事業者に実施案の提出を求めることが適切と判断した場合には、当該一般送配電事業者又は送電事業者に対して、実施案の提出を求める。
六 (略)	六 (略)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)												
<p>七 応募に必要な情報の提供</p> <p>本機関は、有資格事業者から、実施案の作成のために、次のアーキに掲げる情報の提供の依頼があった場合には、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格応募者に当該情報を提供する。この場合には、本機関は、有資格応募者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するため、別途誓約書の提出を求めるものとする。</p> <p>アーキ (略)</p> <p>八 (略)</p>	<p>七 応募に必要な情報の提供</p> <p>本機関は、有資格事業者から、実施案の作成のために、次のアからキに掲げる情報の提供の依頼があった場合には、本機関が実施案の作成のために必要であると認める範囲において、関係する電気供給事業者から情報の提出を受け、当該有資格応募者に当該情報を提供する。この場合には、本機関は、有資格応募者に対して、開示した情報に関する守秘義務を課し、目的外利用を禁止するため、別途誓約書の提出を求めるものとする。</p> <p>アーキ (略)</p> <p>八 (略)</p>												
(実施案及び事業実施主体の評価方法)	(実施案及び事業実施主体の評価方法)												
<p>第46条 (略)</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 その他実施案の妥当性を評価するにあたって必要な事項</p> <p>2 本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認めた場合には、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行う。<u>但し</u>、軽微な修正については、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、修正協議を行うことができる。</p> <p>3 実施案の応募者は、前項の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはできない。<u>但し</u>、実施案を改善する場合であって、広域系統整備委員会において認められたときは、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第46条 (略)</p> <p>一～六 (略)</p> <p>七 その他実施案の妥当性を評価するにあたって必要な事項</p> <p>2 本機関は、実施案の評価において、経済性、系統の安定性、若しくは事業実現性等を向上させ、又は、提出された実施案について適正な比較評価を行うために必要であると認めた場合には、広域系統整備委員会の検討を踏まえ、当該実施案の応募者との間で実施案の修正に関する協議を行う。<u>ただし</u>、軽微な修正については、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、修正協議を行うことができる。</p> <p>3 実施案の応募者は、前項の協議による場合を除き、実施案の内容を修正することはできない。<u>ただし</u>、実施案を改善する場合であって、広域系統整備委員会において認められたときは、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>												
(費用負担割合の決定)	(費用負担割合の決定)												
<p>第47条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、広域系統整備委員会において費用負担候補者の意見を踏まえた検討を行い、費用負担割合の案を決定のうえ、費用負担候補者に通知する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第47条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本機関は、広域系統整備委員会において費用負担候補者の意見を踏まえた検討を行い、費用負担割合の案を決定の上、費用負担候補者に通知する。</p> <p>4 (略)</p>												
別表6－1 広域系統整備の効果と受益者(費用負担者)に関する考え方の例(※)													
<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)											
(略)	(略)	(略)											
(略)	(略)	(略)											
(略)	(略)												
(略)	(略)												
(略)	(略)												
<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td rowspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		(略)											
(略)	(略)	(略)											
(略)	(略)	(略)											
(略)	(略)												
(略)	(略)												
(略)	(略)												

変更前(変更点に下線)				変更後(変更点に下線)						
	(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・約定価格が高い供給区域が連系線の片側に限らない場合は、全国的なメリットがあるため全供給区域の需要者(但し、連系線で他の供給区域と接続されていない供給区域の需要者は除く。) 			(略)	<ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・約定価格が高い供給区域が連系線の片側に限らない場合は、全国的なメリットがあるため全供給区域の需要者(ただし、連系線で他の供給区域と接続されていない供給区域の需要者は除く。) 				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
※ 広域系統整備の効果が複数認められる場合はそれらを複合的に勘案の <u>うえ</u> 、受益者を決定する。				※ 広域系統整備の効果が複数認められる場合はそれらを複合的に勘案の <u>上</u> 、受益者を決定する。						
(計画策定プロセスの延長時の扱い)				(計画策定プロセスの延長時の扱い)						
第50条 (略)				第50条 (略)						
2 本機関は、検討提起者(但し、提起を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。)又は第37条に基づく検討の要請者、応募事業者(但し、応募を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。)及び費用負担候補者に対して、前項の新たなスケジュール及び中間報告を書面で通知する。	2 本機関は、検討提起者(ただし、提起を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。)又は第37条に基づく検討の要請者、応募事業者(ただし、応募を取り下げた者を除く。次条第3項において同じ。)及び費用負担候補者に対して、前項の新たなスケジュール及び中間報告を書面で通知する。									
(流通設備の整備の検討の開始)				(流通設備の整備の検討の開始)						
第54条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、流通設備(但し、連系線を除く。以下、 <u>本節</u> において同じ。)の整備に関する検討を開始する。	第54条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる場合には、流通設備(ただし、連系線を除く。以下、 <u>この節</u> において同じ。)の整備に関する検討を開始する。			一~四 (略)						
一~四 (略)				一~四 (略)						
(流通設備の整備の完了時期)				(流通設備の整備の完了時期)						
第56条 (略)	第56条 (略)			一 法その他の法令に基づく手続に必要となる期間						
一 電気事業法(昭和39年法律第170号)その他の法令に基づく手続に必要となる期間	二~七 (略)			二~七 (略)						
二~七 (略)				二~七 (略)						
(流通設備の整備の前提となる諸条件)				(流通設備の整備の前提となる諸条件)						
第57条 (略)	第57条 (略)			一 電気方式						
一 電気方式	ア 高圧及び特別高圧の場合 交流三相3線式とする。但し、交流三相3線式を採用することが技術上困難な場合、整備に要する費用がより低廉となる場合その他経済合理性が認められる場合は、直流方式を採用することができる。			ア 高圧及び特別高圧の場合 交流三相3線式とする。ただし、交流三相3線式を採用することが技術上困難な場合、整備に要する費用がより低廉となる場合その他経済合理性が認められる場合は、直流方式を採用することができる。						
ア (略)	イ (略)			イ (略)						
二・三 (略)	二・三 (略)			二・三 (略)						
四 中性点接地方式	四 中性点接地方式			四 中性点接地方式						
ア (略)	ア (略)			ア (略)						
イ その他の交流系統 抵抗接地方式、リアクトル接地方式、又は非接地方式とする。但し、電力ケーブルを使用する場合、補償リアクトル接地方式の採用を検討する。接地インピーダンスは、故障時の過電圧の抑制と保護装置の確実な動作を考慮の上、決定する。	五 (略)			イ その他の交流系統 抵抗接地方式、リアクトル接地方式、又は非接地方式とする。ただし、電力ケーブルを使用する場合、補償リアクトル接地方式の採用を検討する。接地インピーダンスは、故障時の過電圧の抑制と保護装置の確実な動作を考慮の上、決定する。						
五 (略)	ア (略)			ア (略)						
ア (略)				ア (略)						

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 機器装置の单一故障時に供給支障や発電支障(電力設備の故障に起因する当該電力設備以外の電源脱落及び発電抑制(第64条第2項第2号イに定める)をいう。以下同じ。)の影響が限定的と考えられる送電線路 1回線とする。</p> <p>(ウ) 配電線路(契約に基づき2回線以上の供給方式を合意した場合を除く。) 1回線とする。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>六～九 (略)</p>	<p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 機器装置の单一故障時に供給支障や発電支障(電力設備の故障に起因する当該電力設備以外の電源脱落及び発電抑制(第64条第2項第2号イに定める。)をいう。以下同じ。)の影響が限定的と考えられる送電線路の場合 1回線とする。</p> <p>(ウ) 配電線路(契約に基づき2回線以上の供給方式を合意した場合を除く。)の場合 1回線とする。</p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>六～九 (略)</p>
<p>(送配電線の形態及びルートの考え方)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>一 送電線の形態 架空送電線とする。但し、法令上又は技術上制約がある場合、用地取得が困難である場合、過大な費用がかかる場合その他架空送電線の建設が困難な場合は地中送電線とする。</p> <p>二 配電線の形態 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年3月23日法律第39号)により電線共同溝を整備すべき道路として指定された場合又は国が定める無電柱化に係るガイドラインに沿って無電柱化を図る場合は、地中配電線その他無電柱の形態を採用することとし、その他の場合は、法令上又は技術的制約がある場合その他架空配電線の建設が困難なときを除き架空配電線とする。</p> <p>三 送配電線のルート 次の各号に掲げる事項(但し、オ及びカについては、地中送配電線を設置する場合に限る。)を考慮の上、送配電線のルートを決定する。</p> <p>ア～カ (略)</p>	<p>(送配電線の形態及びルートの考え方)</p> <p>第59条 (略)</p> <p>一 送電線の形態 架空送電線とする。ただし、法令上又は技術上制約がある場合、用地取得が困難である場合、過大な費用がかかる場合その他架空送電線の建設が困難な場合は地中送電線とする。</p> <p>二 配電線の形態 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年3月23日法律第39号)により電線共同溝を整備すべき道路として指定された場合又は無電柱化の推進に関する法律(平成28年法律第112号)に基づき定める無電柱化推進計画に沿って無電柱化を図る場合は、地中配電線その他無電柱の形態を採用することとし、その他の場合は、法令上又は技術的制約がある場合その他架空配電線の建設が困難なときを除き架空配電線とする。</p> <p>三 送配電線のルート 次の各号に掲げる事項(ただし、オ及びカについては、地中送配電線を設置する場合に限る。)を考慮の上、送配電線のルートを決定する。</p> <p>ア～カ (略)</p>
<p>(設備健全時の基準)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>一 熱容量 各流通設備を流れる潮流が当該流通設備を連続して使用することができる熱的な容量を超過しないこと</p> <p>二 電圧 電力系統の電圧が次に掲げる観点から適正に維持されること</p> <p>ア 流通設備の電圧が一般送配電事業者の定める範囲内に維持されること</p> <p>イ 電圧安定性が維持されること。</p> <p>三 同期安定性 電力系統に微小なじょう乱が加わった際に、発電機の同期運転の安定性が維持されること</p>	<p>(設備健全時の基準)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>一 熱容量 各流通設備を流れる潮流が当該流通設備を連続して使用することができる熱的な容量を超過しないこと。</p> <p>二 電圧 電力系統の電圧が次に掲げる観点から適正に維持されること。</p> <p>ア 流通設備の電圧が一般送配電事業者の定める範囲内に維持されること。</p> <p>イ 電圧安定性が維持されること。</p> <p>三 同期安定性 電力系統に微小なじょう乱が加わった際に、発電機の同期運転の安定性が維持されること。</p>
<p>(電力設備の単一故障発生時の基準)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>一 熱容量 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後の各流通設備の潮流が、短時間熱容量(流通設備に電流が流れた際の当該設備の温度が、当該設備を短時間に限り使用することができる上限の温度となる潮流の値をいう。以下同じ。)を超過しないこと</p> <p>二 電圧安定性 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後においても、電圧安定性が維持されること</p> <p>三 同期安定性 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後においても、発電機の同期運転の安定性が維持されること</p> <p>2 前項に掲げる性能を充足しない場合であっても、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合する場合には、当該性能を充足しているものとして取り扱う。</p>	<p>(電力設備の単一故障発生時の基準)</p> <p>第64条 (略)</p> <p>一 熱容量 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後の各流通設備の潮流が、短時間熱容量(流通設備に電流が流れた際の当該設備の温度が、当該設備を短時間に限り使用することができる上限の温度となる潮流の値をいう。以下同じ。)を超過しないこと。</p> <p>二 電圧安定性 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後においても、電圧安定性が維持されること。</p> <p>三 同期安定性 電力系統からN-1故障の発生箇所が切り離された後においても、発電機の同期運転の安定性が維持されること。</p> <p>2 前項各号に掲げる性能を充足しない場合であっても、次の各号に掲げる条件のいずれにも適合する場合には、当該性能を充足しているものとして取り扱う。</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>ア 当該発電支障による電力系統の電圧安定性、同期安定性及び周波数に対する影響が限定向であること</p> <p>イ 発電抑制（給電指令（第189条に定める。以下同じ。）により発電設備等の出力の抑制又は電力系統からの電気的な切り離しが行われることをいう。以下同じ。）の対象となる発電設備等を維持・運用する電気供給事業者がN-1故障時における発電抑制の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、当該同意に基づく給電指令に応じ、発電抑制を実施することができる体制及び能力を有すること（保護継電器等により確実に発電抑制を実施できる場合を含む。）</p> <p>ウ その他発電抑制を許容することによる電気の供給、公衆の保安等に対するリスクが大きくないこと</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>ア 当該発電支障による電力系統の電圧安定性、同期安定性及び周波数に対する影響が限定向であること。</p> <p>イ 発電抑制（給電指令（第189条に定める。以下同じ。）により発電設備等の出力の抑制又は電力系統からの電気的な切り離しが行われることをいう。以下同じ。）の対象となる発電設備等を維持・運用する電気供給事業者がN-1故障時における発電抑制の実施に合意していること及び当該電気供給事業者が、当該同意に基づく給電指令に応じ、発電抑制を実施することができる体制及び能力を有すること（保護継電器等により確実に発電抑制を実施できる場合を含む。）。</p> <p>ウ その他発電抑制を許容することによる電気の供給、公衆の保安等に対するリスクが大きくないこと。</p>
(短絡等の故障発生時の基準) 第65条 電力系統は、3相短絡故障時において、故障電流が各流通設備の許容量を超過してはならないものとする。但し、直接接地方式の系統においては、1相地絡故障時においても、故障電流が各流通設備の許容量を超過してはならないものとする。	(短絡等の故障発生時の基準) 第65条 電力系統は、3相短絡故障時において、故障電流が各流通設備の許容量を超過してはならないものとする。ただし、直接接地方式の系統においては、1相地絡故障時においても、故障電流が各流通設備の許容量を超過してはならないものとする。
(送電事業者が流通設備の整備を行う場合) 第67条 送電事業者は、流通設備の整備を行う場合、第54条から第66条を準用する。但し、送電事業者の業務と関連しないものはこの限りではない。	(送電事業者が流通設備の整備を行う場合) 第67条 送電事業者は、流通設備の整備を行う場合、第54条から第66条を準用する。ただし、送電事業者の業務と関連しないものはこの限りではない。
(本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み) 第71条 前条にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる。但し、経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている特定系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に關係する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければならない。	(本機関に対する事前相談及び接続検討の申込み) 第71条 前条にかかわらず、特定系統連系希望者は、本機関に対して、事前相談及び接続検討の申込みを行うことができる。ただし、経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている特定系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者は、特定発電設備等に關係する事前相談又は接続検討については、本機関に申し込まなければならない。
(事前相談の申込みの受付) 第74条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から事前相談の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。	(事前相談の申込みの受付) 第74条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から事前相談の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。
2 (略) 3 (略)	2 (略) 3 (略)
(事前相談の回答) 第77条 (略) 一 (略) ア 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、送電系統（連系線を除く。以下、 <u>本号</u> において同じ。）の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合は、送電系統の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力 イ (略)	(事前相談の回答) 第77条 (略) 一 (略) ア 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、送電系統（連系線を除く。以下、 <u>この号</u> において同じ。）の熱容量に起因する連系制限の有無。連系制限がある場合は、送電系統の熱容量から算定される連系可能な最大受電電力 イ (略)
二 (略) ア (略) イ 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流（配電用変電所における配電用変圧器の高圧側から特別高圧側に流れる潮流をいう。以	二 (略) ア (略) イ 系統連系希望者が希望した最大受電電力に対する、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流（配電用変電所における配電用変圧器の高圧側から特別高圧側に流れる潮流をいう。以

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>下、<u>本号</u>において同じ。)の発生に伴う連系制限の有無。連系制限がある場合は、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流の対策工事を実施せずに連系可能な最大受電電力 ウ (略) 三 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の回答に際し、系統連系希望者の求めに応じ、国が定める系統情報の公表の考え方に基づき、標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示する。</p>	<p>下、<u>この号</u>において同じ。)の発生に伴う連系制限の有無。連系制限がある場合は、連系を予定する配電用変電所におけるバンク逆潮流の対策工事を実施せずに連系可能な最大受電電力 ウ (略) 三 (略)</p> <p>2 一般送配電事業者は、前項の回答に際し、系統連系希望者の求めに応じ、国が定める系統情報ガイドラインに基づき、標準化された電源線敷設の単価及び工期の目安を提示する。</p>
(接続検討の申込み)	(接続検討の申込み)
<p>第79条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更(更新を含み、以下、<u>本条</u>及び次条において「発電設備等の変更」という。)を行う場合。<u>但し</u>、次のア又はイに該当するときは除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 既設の発電設備等が連系する送電系統の変更を希望する場合(但し、容量を確保すべき送電系統の変更を伴わない場合を除く。)</p> <p>2 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、前項に掲げる場合以外においても、接続検討の申込みを行うことができる。</p>	<p>第79条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 発電設備等の全部若しくは一部又は付帯設備の変更(更新を含み、以下、<u>この条</u>及び次条において「発電設備等の変更」という。)を行う場合。<u>ただし</u>、次のア又はイに該当するときは除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 既設の発電設備等が連系する送電系統の変更を希望する場合(<u>ただし</u>、容量を確保すべき送電系統の変更を伴わない場合を除く。)</p> <p>2 発電設備等と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、前項<u>各号</u>に掲げる場合以外においても、接続検討の申込みを行うことができる。</p>
(発電設備等の変更に伴う接続検討の要否確認)	(発電設備等の変更に伴う接続検討の要否確認)
<p>第80条 (略)</p> <p>2 前項にかかわらず、特定系統連系希望者については、本機関に対して、接続検討の要否確認を行うことができる。但し、経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者が、特定発電設備等に関する接続検討の要否の確認を希望する場合は、本機関に対し、要否の確認を行わなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>第80条 (略)</p> <p>2 前項にかかわらず、特定系統連系希望者については、本機関に対して、接続検討の要否確認を行うことができる。ただし、経済産業大臣から一般送配電事業の許可を受けている系統連系希望者又は一般送配電事業者が親子法人等である系統連系希望者が、特定発電設備等に関する接続検討の要否の確認を希望する場合は、本機関に対し、要否の確認を行わなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>
(接続検討の申込みの受付)	(接続検討の申込みの受付)
<p>第81条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(但し、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>第81条 一般送配電事業者は、系統連系希望者から接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第83条に定める検討料が入金されていること(ただし、検討料が不要な場合は除く。)を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>
(接続検討の検討料)	(接続検討の検討料)
<p>第83条 一般送配電事業者は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を交付する。但し、簡易な検討により接続検討が完了する場合その他の実質的な検討を要しない場合は検討料を不要とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第83条 一般送配電事業者は、接続検討の申込みがあったときは、系統連系希望者に対し、一般送配電事業者が定める接続検討の検討料の額を通知するとともに、検討料の支払いに必要となる書類を交付する。ただし、簡易な検討により接続検討が完了する場合その他の実質的な検討を要しない場合は検討料を不要とする。</p> <p>2 (略)</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(接続検討の回答) <p>第85条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 概算工事費(内訳を含む)及び算定根拠</p> <p>四 工事費負担金概算(内訳を含む)及び算定根拠</p> <p>五~七 (略)</p> <p>八 運用上の制約(制約の根拠を含む)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 10万キロワット以上の既設の発電設備等の停止又は発電抑制を前提とした接続検討の場合 新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量(停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等が連系している条件での送電設備(停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等に係る電源線を除く。)の連系可能量をいう。)の範囲内であるか否かを判定した結果</p> <p>3 一般送配電事業者は、前項第1号に掲げる条件に該当する場合には、系統連系希望者に対する回答に先立ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告しなければならない。但し、接続検討の結果が、前項第2号に掲げる条件にも該当する場合には、一般送配電事業者は、その旨も併せて報告するものとする。</p> <p>4 (略)</p>	(接続検討の回答) <p>第85条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 概算工事費(内訳を含む)及び算定根拠</p> <p>四 工事費負担金概算(内訳を含む)及び算定根拠</p> <p>五~七 (略)</p> <p>八 運用上の制約(制約の根拠を含む)</p> <p>2 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 10万キロワット以上の既設の発電設備等の停止又は発電抑制を前提とした接続検討の場合 新設発電設備等の最大受電電力が既存の連系可能量(停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等が連系している条件での送電設備(停止又は発電抑制の前提とされた既設の発電設備等に係る電源線を除く。)の連系可能量をいう。)の範囲内であるかどうかを判定した結果</p> <p>3 一般送配電事業者は、前項第1号に掲げる条件に該当する場合には、系統連系希望者に対する回答に先立ち、本機関に対し、その旨並びに申込概要及び回答概要を報告しなければならない。ただし、接続検討の結果が、前項第2号に掲げる条件にも該当する場合には、一般送配電事業者は、その旨も併せて報告するものとする。</p> <p>4 (略)</p>
(接続検討の回答期間) <p>第86条 (略)</p> <p>一 系統連系希望者が高圧の送電系統への発電設備等(但し、逆変換装置を使用し、容量が500キロワット未満のものに限る。)の連系等を希望する場合 接続検討の申込みの受付日から2か月</p> <p>二 (略)</p>	(接続検討の回答期間) <p>第86条 (略)</p> <p>一 系統連系希望者が高圧の送電系統への発電設備等(ただし、逆変換装置を使用し、容量が500キロワット未満のものに限る。)の連系等を希望する場合 接続検討の申込みの受付日から2か月</p> <p>二 (略)</p>
(発電設備等に関する契約申込み) <p>第87条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 <u>電気事業法</u>、環境影響評価法その他の法令に基づく事業の廃止や事業計画の変更等に伴い連系等を希望する発電設備等の開発計画を中止した場合 契約申込みの取下げ</p> <p>二 (略)</p>	(発電設備等に関する契約申込み) <p>第87条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 <u>法</u>、環境影響評価法その他の法令に基づく事業の廃止や事業計画の変更等に伴い連系等を希望する発電設備等の開発計画を中止した場合 契約申込みの取下げ</p> <p>二 (略)</p>
(発電設備等に関する契約申込みの受付) <p>第88条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みに関する申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	(発電設備等に関する契約申込みの受付) <p>第88条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みに関する申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、契約申込みを受け付ける。ただし、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で契約申込みの受付を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>
(送電系統の暫定的な容量確保) <p>第92条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、送電系統(但し、連系線は除く。以下、<u>本条</u>において同じ。)へ契約申込みを受け付けた発電設備等が連系等されたものとして取扱い、暫定的に送電系統の</p>	(送電系統の暫定的な容量確保) <p>第92条 一般送配電事業者は、発電設備等に関する契約申込みの受付時点をもって、当該時点以後に受け付ける他の系統アクセス業務において、送電系統(ただし、連系線は除く。以下、<u>この</u>条において同じ。)へ契約申込みを受け付けた発電設備等が連系等されたものとして取扱い、暫定的に送電系</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
容量を確保する。但し、送電系統の容量を確保しなくとも、発電設備等に関する契約申込みの申込内容に照らして、申込者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りでない。	統の容量を確保する。ただし、送電系統の容量を確保しなくとも、発電設備等に関する契約申込みの申込内容に照らして、申込者の利益を害しないことが明らかである場合は、この限りでない。
(送電系統の容量確保の取消し) 第94条 (略) 一・二 (略) 三 電気事業法、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業の全部又は一部が廃止となった場合 四 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更(但し、軽微な変更は除く。)する必要が生じる場合 五 (略)	(送電系統の容量確保の取消し) 第94条 (略) 一・二 (略) 三 法、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業の全部又は一部が廃止となった場合 四 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更(ただし、軽微な変更は除く。)する必要が生じる場合 五 (略)
(発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い) 第99条 (略) 2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、一般送配電事業者は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。但し、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。 3 (略) 4 一般送配電事業者は、本機関が業務規程第97条第1項の確認及び検証により、検討結果が妥当であると判断し、その旨の通知を受けたときは、速やかに特定系統連系希望者に検討結果の回答を行わなければならない。但し、第2項 <u>但書</u> により回答を行っている場合は、この限りでない。	(発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果が接続検討の回答と異なる場合の取扱い) 第99条 (略) 2 前項の案件が、本機関が特定系統連系希望者に対して接続検討の回答を行った案件である場合には、一般送配電事業者は、本機関に対し、特定系統連系希望者への回答に先立ち、発電設備等に関する契約申込みに対する検討結果を提出するとともに、検討結果に差異が生じた理由を説明する。ただし、検討結果の差異が工事費負担金の増加、工期の長期化及び特定系統連系希望者側の設備対策の追加のいずれも伴わない軽微なものである場合は、特定系統連系希望者に対する回答後、本機関に対し、差異の概要を記載した書面を提出すれば足りるものとする。 3 (略) 4 一般送配電事業者は、本機関が業務規程第97条第1項の確認及び検証により、検討結果が妥当であると判断し、その旨の通知を受けたときは、速やかに特定系統連系希望者に検討結果の回答を行わなければならない。ただし、第2項 <u>ただし書</u> により回答を行っている場合は、この限りでない。
(同時申込み) 第100条 第89条第1項第1号にかかわらず、系統連系希望者がFIT法に定める特定供給者に該当する場合において、高圧又は特別高圧の送電系統とFIT電源との連系等を希望するときには、接続検討の申込みと同時に又は接続検討の回答受領前に、発電設備等に関する契約申込みを行うことができる(以下「同時申込み」という。)。但し、接続検討の申込みと発電設備等に関する契約申込みの申込内容は統一しなければならない。 2 (略) 3 (略) 4 (略)	(同時申込み) 第100条 第89条第1項第1号にかかわらず、系統連系希望者がFIT法に定める特定供給者に該当する場合において、高圧又は特別高圧の送電系統とFIT電源との連系等を希望するときには、接続検討の申込みと同時に又は接続検討の回答受領前に、発電設備等に関する契約申込みを行うことができる(以下「同時申込み」という。)。ただし、接続検討の申込みと発電設備等に関する契約申込みの申込内容は統一しなければならない。 2 (略) 3 (略) 4 (略)
(同時申込みの場合における意思表明書の提出等) 第101条 (略) 2 一般送配電事業者は、意思表明に関する書面(以下「意思表明書」という。)を受領した場合には、意思表明書に必要事項が記載されていることを速やかに確認の上、意思表明を受け付ける。但し、意思表明書に不備がある場合には、意思表明書の修正を求め、不備がないことを確認した上で意思表明の受付を行う。 3 (略) 4 (略) 5 (略)	(同時申込みの場合における意思表明書の提出等) 第101条 (略) 2 一般送配電事業者は、意思表明に関する書面(以下「意思表明書」という。)を受領した場合には、意思表明書に必要事項が記載されていることを速やかに確認の上、意思表明を受け付ける。ただし、意思表明書に不備がある場合には、意思表明書の修正を求め、不備がないことを確認した上で意思表明の受付を行う。 3 (略) 4 (略) 5 (略)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(工事費負担金契約の締結等) 第103条 (略) 2 工事費負担金は、原則として、一般送配電事業者が連系等に必要な工事に着手するまでに、一括して支払うものとする。但し、系統連系希望者は、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。 3 一般送配電事業者は、前項 <u>但書</u> の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で支払条件の変更に応じるものとする。	(工事費負担金契約の締結等) 第103条 (略) 2 工事費負担金は、原則として、一般送配電事業者が連系等に必要な工事に着手するまでに、一括して支払うものとする。ただし、系統連系希望者は、連系等に必要な工事が長期にわたる場合には、一般送配電事業者に対し、支払条件の変更について協議を求めることができる。 3 一般送配電事業者は、前項 <u>ただし</u> 書の協議の結果を踏まえ、合理的な範囲内で支払条件の変更に応じるものとする。
(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合) 第105条 (略) 一～二 (略) 三 <u>電気事業法</u> 、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業が廃止となった場合 四 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更(但し、軽微な変更は除く。)する必要が生じる場合 五 (略) 2 (略)	(連系承諾後に連系等を拒むことができる場合) 第105条 (略) 一～二 (略) 三 <u>法</u> 、環境影響評価法その他の法令に基づき、発電設備等に関する契約申込みに係る事業が廃止となつた場合 四 発電設備等に関する契約申込みの内容を変更することにより、系統連系工事の内容を変更(ただし、軽微な変更は除く。)する必要が生じる場合 五 (略) 2 (略)
(同一法人である一般送配電事業者に発電設備等の連系等を希望する場合) 第108条 系統連系希望者が、自らが維持及び運用を行う発電設備等について、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統への連系等を希望する場合には、 <u>本節</u> の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて適用する。但し、第83条、第103条及び第111条は適用しない。	(同一法人である一般送配電事業者に発電設備等の連系等を希望する場合) 第108条 系統連系希望者が、自らが維持及び運用を行う発電設備等について、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統への連系等を希望する場合には、 <u>二</u> の節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて適用する。ただし、第83条、第103条及び第111条は適用しない。
(受付・回答状況の共有) 第109条 一般送配電事業者は、業務規程第100条第2項に定める発電設備等に関する系統アクセス業務に係る情報の定期的な取りまとめ及び公表のため、一般送配電事業者が受け付けた発電設備等に関する系統アクセス業務(但し、最大受電電力が500キロワット以上の発電設備等の案件に限る。)について、電圧階級別の申込み受付日及び回答日(回答予定日までに回答できなかった案件については超過理由を含む。)を、本機関が求めるところにより、本機関に提出しなければならない。 2 (略)	(受付・回答状況の共有) 第109条 一般送配電事業者は、業務規程第100条第2項に定める発電設備等に関する系統アクセス業務に係る情報の定期的な取りまとめ及び公表のため、一般送配電事業者が受け付けた発電設備等に関する系統アクセス業務(ただし、最大受電電力が500キロワット以上の発電設備等の案件に限る。)について、電圧階級別の申込み受付日及び回答日(回答予定日までに回答できなかった案件については超過理由を含む。)を、本機関が求めるところにより、本機関に提出しなければならない。 2 (略)
(事前検討の申込み及び受付) 第114条 需要設備と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、需要設備に関する契約申込みに先立ち、事前検討の申込みを行うことができる。但し、需要設備側に存する発電設備等の新規設置、変更又は廃止を伴う場合はこの限りでない。 2 (略)	(事前検討の申込み及び受付) 第114条 需要設備と高圧又は特別高圧の送電系統の連系等を希望する系統連系希望者は、需要設備に関する契約申込みに先立ち、事前検討の申込みを行うことができる。ただし、需要設備側に存する発電設備等の新規設置、変更又は廃止を伴う場合はこの限りでない。 2 (略)
(需要設備に関する契約申込みに対する検討及び回答) 第117条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 工事費負担金概算(内訳を含む)及び算定根拠 四～六 (略) 七 運用上の制約(制約の根拠を含む) 八 発電設備等の連系に必要な対策(需要設備側に発電設備等(但し、送電系統と連系しない設備を	(需要設備に関する契約申込みに対する検討及び回答) 第117条 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 工事費負担金概算(内訳を含む)及び算定根拠 四～六 (略) 七 運用上の制約(制約の根拠を含む) 八 発電設備等の連系に必要な対策(需要設備側に発電設備等(ただし、送電系統と連系しない設備を

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
除く。)がある場合に限る)	を除く。)がある場合に限る。)
(同一法人である一般送配電事業者の需要設備への電気の供給を行う場合) 第119条 系統連系希望者が、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統に連系している需要設備に対して、新たな電気の供給又は契約電力の増加等を希望する場合には、 <u>本節</u> の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて準用する。 <u>但し</u> 、前条は準用しない。	(同一法人である一般送配電事業者の需要設備への電気の供給を行う場合) 第119条 系統連系希望者が、一般送配電事業者として自らが運用する送電系統に連系している需要設備に対して、新たな電気の供給又は契約電力の増加等を希望する場合には、 <u>この</u> 節の規定は、「契約申込み」を「系統連系の申込み」と読み替えて準用する。 <u>ただし</u> 、前条は準用しない。
(系統連系希望者による電源接続案件募集プロセス開始の申込み) 第120条 系統連系希望者は、接続検討の回答者が本機関又は一般送配電事業者であるかを問わず、接続検討の回答において、工事費負担金の対象となる系統連系工事が業務規程第76条第1項に定める規模以上となる場合は、本機関に対し、電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行うことができる。 <u>但し</u> 、系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、業務規程第51条第2号に基づき広域系統整備に関する提起を行っているときはこの限りでない。	(系統連系希望者による電源接続案件募集プロセス開始の申込み) 第120条 系統連系希望者は、接続検討の回答者が本機関又は一般送配電事業者であるかを問わず、接続検討の回答において、工事費負担金の対象となる系統連系工事が業務規程第76条第1項に定める規模以上となる場合は、本機関に対し、電源接続案件募集プロセス開始の申込みを行うことができる。 <u>ただし</u> 、系統連系工事に広域連系系統の増強工事が含まれる場合で、系統連系希望者が、業務規程第51条第2号に基づき広域系統整備に関する提起を行っているときはこの限りでない。
(リプレース案件の対象となる資本関係及び契約関係) 第124条 (略) 一 (略) 二 契約関係を有する者 次のア～ウに掲げる者 ア 当該発電事業者と新設発電設備等を共同で開発又は維持、運用する契約を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者 <u>(電気供給事業者になろうとする者を含む。以下、本号において同じ。)</u> イ (略) ウ 前ア及びイに掲げる電気供給事業者と前号に掲げる資本関係がある者	(リプレース案件の対象となる資本関係及び契約関係) 第124条 (略) 一 (略) 二 契約関係を有する者 次のアからウに掲げる者 ア 当該発電事業者と新設発電設備等を共同で開発又は維持、運用する契約を締結し、又は、締結することを予定している電気供給事業者 イ (略) ウ <u>この号ア及びイに掲げる電気供給事業者と前号に掲げる資本関係がある者</u>
(廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限) 第130条 リプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者が、最大受電電力が10万キロワット以上のリプレース発電設備等を廃止する場合において、業務規程第90条第1項第3号の場合に該当するときは、廃止日から12か月が経過するまでの間、リプレース案件系統連系募集プロセス(業務規程第96条に基づき、同プロセス後に電源接続案件募集プロセスが開始された場合を含む。)によらずに、新設発電設備等に関する契約申込みを行うことができない。 <u>但し</u> 、次の各号に掲げるときはこの限りでない。 一 業務規程第90条第1項第2号 <u>但書</u> に該当するとき。 二 (略)	(廃止を伴う新設発電設備等の契約申込みの制限) 第130条 リプレース対象事業者は、リプレース対象廃止計画を提出した発電事業者が、最大受電電力が10万キロワット以上のリプレース発電設備等を廃止する場合において、業務規程第90条第1項第3号の場合に該当するときは、廃止日から12か月が経過するまでの間、リプレース案件系統連系募集プロセス(業務規程第96条に基づき、同プロセス後に電源接続案件募集プロセスが開始された場合を含む。)によらずに、新設発電設備等に関する契約申込みを行うことができない。 <u>ただし</u> 、次の各号に掲げるときはこの限りでない。 一 業務規程第90条第1項第2号 <u>ただし書</u> に該当するとき。 二 (略)
(系統アクセス業務の回答) 第132条 一般送配電事業者は、 <u>本章</u> に定める回答予定日及び回答期間にかかるわらず、可能な限り早期に系統アクセス業務に係る回答を行うよう努めなければならず、系統アクセス業務の回答を不当に遅延してはならない。 2 一般送配電事業者は、系統アクセス業務の回答に当たっては、 <u>本章</u> に定める事項のほか、系統情報ガイドラインに基づき、必要な情報を提示しなければならない。	(系統アクセス業務の回答) 第132条 一般送配電事業者は、 <u>この</u> 章に定める回答予定日及び回答期間にかかるわらず、可能な限り早期に系統アクセス業務に係る回答を行うよう努めなければならず、系統アクセス業務の回答を不当に遅延してはならない。 2 一般送配電事業者は、系統アクセス業務の回答に当たっては、 <u>この</u> 章に定める事項のほか、系統情報ガイドラインに基づき、必要な情報を提示しなければならない。

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(本機関の系統アクセス業務等への協力) 第136条 (略) 2 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、本機関の求めに応じ、系統アクセス業務の質の向上を図るため、業務規程101条に定める系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策の検討に協力しなければならない。	(本機関の系統アクセス業務等への協力) 第136条 (略) 2 一般送配電事業者その他の電気供給事業者は、本機関の求めに応じ、系統アクセス業務の質の向上を図るため、業務規程 <u>第101条</u> に定める系統アクセス業務の申込み受付、検討及び回答等に係る業務の改善策の検討に協力しなければならない。
(一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の特則) 第137条 発電設備等又は需要設備の連系等に際し、一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備(本条において、需要設備を含む。)の工事が含まれる場合の工事費負担金契約等の内容は、一般送配電事業者を含む関係者間の協議により定めるものとする。 2 (略)	(一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備の工事が含まれる場合の特則) 第137条 発電設備等又は需要設備の連系等に際し、一般送配電事業者以外の者が維持・運用する電力設備(以下、この条において、需要設備を含む。)の工事が含まれる場合の工事費負担金契約等の内容は、一般送配電事業者を含む関係者間の協議により定めるものとする。 2 (略)
(託送供給契約者による計画の提出) 第138条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画(調達先(卸電力取引所における前日スポット取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。)ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。) 三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先(卸電力取引所における前日スポット取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。)ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。) 3 (略) 4 複数の託送供給契約者(自己等への電気の供給を行う者を除く。以下、本項及び次項において同じ。)が、託送供給契約に関する一般送配電事業者との協議及び託送供給の実施に関する事項についての権限を特定の託送供給契約者(以下「代表契約者」という。)に委任している場合においては、第1項にかかわらず、代表契約者が、当該複数の託送供給契約者の需要調達計画等を取りまとめ、需要調達計画等を提出しなければならない。 5 (略)	(託送供給契約者による計画の提出) 第138条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 調達計画 需要計画に対応した供給力の確保の計画(調達先(卸電力取引所における前日スポット取引及び1時間前取引による調達を含む。以下同じ。)ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。) 三 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先(卸電力取引所における前日スポット取引及び1時間前取引による販売を含む。以下同じ。)ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。) 3 (略) 4 複数の託送供給契約者(自己等への電気の供給を行う者を除く。以下、この項及び次項において同じ。)が、託送供給契約に関する一般送配電事業者との協議及び託送供給の実施に関する事項についての権限を特定の託送供給契約者(以下「代表契約者」という。)に委任している場合においては、第1項にかかわらず、代表契約者が、当該複数の託送供給契約者の需要調達計画等を取りまとめ、需要調達計画等を提出しなければならない。 5 (略)
(発電契約者並びに一般送配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出) 第139条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値	(発電契約者並びに一般送配電事業者及び特定送配電事業者による計画の提出) 第139条 (略) 2 (略) 一 (略) 二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならない。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>とする。)</p> <p>三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならぬ。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項第1号にかかわらず、発電契約者は、<u>一般送配電事業者から、系統運用上の必要性に基づき、</u>発電地点別又は発電機別ごとの発電の内訳の記載を求められた<u>場合には、これを発電計画に記載しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>とする。)</p> <p>三 調達計画 販売計画に対応した発電計画の不足分を調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならぬ。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第2項第1号にかかわらず、発電契約者は、<u>次の各号に掲げる場合において、発電地点別又は発電機別ごとの発電の内訳の記載を求められたときは、これを発電計画に記載しなければならない。</u></p> <p>一 一般送配電事業者からの系統運用上の必要性に基づく要請があった場合</p> <p>二 本機関からの容量市場の運営上の必要性に基づく要請があった場合</p>
(需要抑制契約者による計画の提出)	(需要抑制契約者による計画の提出)
<p>第139条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならぬ。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)</p> <p>三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならぬ。但し、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第139条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 販売計画 販売先の調達計画に対応して販売する計画(販売先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、販売先の調達計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならぬ。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力販売に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力販売がある場合には、週間計画以前は、当該電力販売に係る販売分ごとの計画値とする。)</p> <p>三 調達計画 調達先の販売計画に対応して調達する計画(調達先ごとに記載することを要し、翌日計画以降は、調達先の販売計画及び卸電力取引所の約定結果と一致させなければならぬ。ただし、事業者間で供給区域を跨いで行う電力調達に係る合意がある場合及び同一事業者により供給区域を跨いで行う電力調達がある場合には、週間計画以前は、当該電力調達に係る調達分ごとの計画値とする。)</p> <p>四 (略)</p> <p>3 (略)</p>
(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)	(再生可能エネルギーの発電計画に関する特例措置)
<p>第140条 FIT法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画(本条においては全て翌日計画を指す。)の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(但し、一般送配電事業の許可を受けていない発電契約者にあっては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年6月3日法律第59号)による改正前のFIT法に定める特定契約を締結している小売電気事業者等であって特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(但し、一般送配電事業の許可を受けていない発電契約者にあっては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画(以下「特例発電計画」という。)を作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。</p>	<p>第140条 FIT法第17条第1項第2号に定める方法で再生可能エネルギー電気卸供給約款により供給を受ける小売電気事業者等の発電計画(この条においては全て翌日計画を指す。)の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業の許可を受けていない発電契約者にあっては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「特例契約者」という。)又は電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年6月3日法律第59号)による改正前のFIT法に定める特定契約を締結している小売電気事業者等であって特定契約に基づき受電する電気に係る発電計画の計画値の通知若しくは確認を受けることを希望する発電契約者(ただし、一般送配電事業の許可を受けていない発電契約者にあっては、一般送配電事業者との間でその旨の発電量調整契約を締結した者に限る。以下「旧特例契約者」という。)は、次の各号に掲げる手順によって、計画値の通知又は確認を受けることを希望した発電計画(以下「特例発電計画」という。)を作成する。なお、週間計画以前の計画については、小売電気事業者等自らが作成するものとする。</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>一 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 一般送配電事業者は、<u>本</u>号アにより特例契約者等が作成した様式に、実需給日の前々日16時までに、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。</p>	<p>一 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 一般送配電事業者は、<u>この</u>号アにより特例契約者等が作成した様式に、実需給日の前々日16時までに、特例発電計画に係る太陽光電源又は風力電源の発電計画の値を入力する。</p>
<p>二 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 一般送配電事業者は、実需給日の前々日16時までに、<u>本</u>号アの特例発電計画の妥当性を確認する。</p>	<p>二 (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 一般送配電事業者は、実需給日の前々日16時までに、<u>この</u>号アの特例発電計画の妥当性を確認する。</p>
<p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、第1項第1号イの特例発電計画の想定方法について、<u>予め</u>定め公表するとともに、当該方法により想定した実績を定期的に取りまとめて公表するものとする。</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、第1項第1号イの特例発電計画の想定方法について、<u>あらかじめ</u>定め公表するとともに、当該方法により想定した実績を定期的に取りまとめて公表するものとする。</p>
(一般送配電事業者による計画等の提出)	(一般送配電事業者による計画等の提出)
<p>第141条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 供給区域における発電契約者の発電実績、一般送配電事業者及び特定送配電事業者のFIT電源により発電された電気の調達実績並びに託送供給契約者の需要実績 供給月の2か月後(但し、当該期限にかかるわらず、概算値については、速やかに提出しなければならない。)</p>	<p>第141条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 供給区域における発電契約者の発電実績、一般送配電事業者及び特定送配電事業者のFIT電源により発電された電気の調達実績並びに託送供給契約者の需要実績 供給月の2か月後(ただし、当該期限にかかるわらず、概算値については、速やかに提出しなければならない。)</p>
(特定送配電事業者による情報提出)	(特定送配電事業者による情報提出)
<p>第142条 特定送配電事業者(一般送配電事業者と託送供給契約を締結していない登録特定送配電事業者を含む。以下、<u>本</u>条において同じ。)は、供給計画のほか、本機関が必要と認めるときは、供給区域の需要及び供給力に関する資料を提出しなければならない。</p>	<p>第142条 特定送配電事業者(一般送配電事業者と託送供給契約を締結していない登録特定送配電事業者を含む。以下、<u>この</u>条において同じ。)は、供給計画のほか、本機関が必要と認めるときは、供給区域の需要及び供給力に関する資料を提出しなければならない。</p>
2 (略)	2 (略)
(本機関の指示に基づく取引価格の公表)	(本機関の指示に基づく取引価格の公表)
<p>第148条 一般送配電事業者は、緊急的な供給力の不足分を調達するため、本機関の指示に基づき、一般送配電事業者間において電力融通を行う場合の精算の基礎となる取引価格等を<u>予め</u>公表しなければならない。</p>	<p>第148条 一般送配電事業者は、緊急的な供給力の不足分を調達するため、本機関の指示に基づき、一般送配電事業者間において電力融通を行う場合の精算の基礎となる取引価格等を<u>あらかじめ</u>公表しなければならない。</p>
(本機関の指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者の託送利用に関する契約)	(本機関の指示又は要請を受けた会員その他の電気供給事業者の託送利用に関する契約)
<p>第149条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者(但し、送電事業者を除く。)は、本機関の指示又は要請に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。</p>	<p>第149条 一般送配電事業者その他の電気供給事業者(ただし、送電事業者を除く。)は、本機関の指示又は要請に基づく電気の供給に伴う託送供給を行うため、託送供給の実施前又は緊急時やむを得ない場合は託送供給の実施後、速やかに託送供給の条件等を定めた契約を締結するものとする。</p>
(潮流調整)	(潮流調整)
<p>第153条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者が調整力として<u>予め</u>確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整(発電機の起動又は停止を含む。以下同じ。)</p> <p>2 一般送配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備(但し、連系線は除く。)に流れる潮流が運用容量を超過する又は超過するおそれがある場合は、前項の発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができない発電機の発電計画提出者間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い発電機の出力の調整を行う。</p>	<p>第153条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般送配電事業者が調整力として<u>あらかじめ</u>確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整(発電機の起動又は停止を含む。以下同じ。)</p> <p>2 一般送配電事業者は、流通設備の作業停止等を行う場合において、流通設備(ただし、連系線は除く。)に流れる潮流が運用容量を超過する又は超過するおそれがある場合は、前項の発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができない発電機の発電計画提出者間の公平性を確保しつつ、出力調整による潮流調整効果の高い発電機の出力の調整を行う。</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(電力系統に異常発生が予想されるときの事前措置) 第154条 (略) 2 (略) 一～四 (略) 五 一般送配電事業者が調整力として <u>予め</u> 確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整 六 (略) 3 (略) 4 (略)	(電力系統に異常発生が予想されるときの事前措置) 第154条 (略) 2 (略) 一～四 (略) 五 一般送配電事業者が調整力として <u>あらかじめ</u> 確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整 六 (略) 3 (略) 4 (略)
(電力系統の異常発生時の措置) 第155条 (略) 一 (略) 二 一般送配電事業者が調整力として <u>予め</u> 確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整 三 (略) 四 電力設備の緊急停止(人身の安全を損なうおそれがある場合又は電力設備の故障の発生若しくは拡大のおそれがある場合に限る) 五 (略)	(電力系統の異常発生時の措置) 第155条 (略) 一 (略) 二 一般送配電事業者が調整力として <u>あらかじめ</u> 確保する発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の出力の調整 三 (略) 四 電力設備の緊急停止(人身の安全を損なうおそれがある場合又は電力設備の故障の発生若しくは拡大のおそれがある場合に限る) 五 (略)
(電力系統の異常発生時の供給区域の需要の抑制又は遮断) 第157条 (略) 2 一般送配電事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断に <u>あたっては</u> 、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。	(電力系統の異常発生時の供給区域の需要の抑制又は遮断) 第157条 (略) 2 一般送配電事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断に <u>当たっては</u> 、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。
(電力設備の異常発生時の電気供給事業者の措置) 第158条 一般送配電事業者を除く電気供給事業者は、自己が保有又は運転する電力設備を正常に運転することが困難となり、電力系統の安定性や電力品質の維持に影響を及ぼすことが予想される場合は、速やかにその状況を一般送配電事業者に連絡し、協議の上で必要な措置を講じる。但し、一般送配電事業者との間で当該電気供給事業者が講じるべき措置を事前に合意している場合は、当該措置を講じた上で、一般送配電事業者へ連絡する。 2 (略) 3 (略)	(電力設備の異常発生時の電気供給事業者の措置) 第158条 一般送配電事業者を除く電気供給事業者は、自己が保有又は運転する電力設備を正常に運転することが困難となり、電力系統の安定性や電力品質の維持に影響を及ぼすことが予想される場合は、速やかにその状況を一般送配電事業者に連絡し、協議の上で必要な措置を講じる。ただし、一般送配電事業者との間で当該電気供給事業者が講じるべき措置を事前に合意している場合は、当該措置を講じた上で、一般送配電事業者へ連絡する。 2 (略) 3 (略)
(周波数の維持) 第159条 一般送配電事業者は、法第26条第1項に規定する周波数を維持するために必要な調整力を確保の上、需要に応じた電気の供給量を調整し、周波数を維持するよう努める。(以下「周波数調整」という。)	(周波数の維持) 第159条 一般送配電事業者は、法第26条第1項に規定する周波数を維持するために必要な調整力を確保の上、需要に応じた電気の供給量を調整し、周波数を維持するよう努める(以下「周波数調整」という。)
(異常時の周波数調整) 第165条 (略) 一 一般送配電事業者が調整力として確保した発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の緊急停止(揚水式発電機の揚水運転の緊急停止を含む。以下、 <u>本条</u> において同じ。) 二・三 (略)	(異常時の周波数調整) 第165条 (略) 一 一般送配電事業者が調整力として確保した発電機及び一般送配電事業者からオンラインで調整ができる発電機の緊急停止(揚水式発電機の揚水運転の緊急停止を含む。以下、 <u>この条</u> において同じ。) 二・三 (略)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(周波数異常時の供給区域の需要の抑制又は遮断) 第167条 一般送配電事業者は、周波数が大幅に低下した周波数異常時において、第165条に定める周波数調整を行ったにもかかわらず、周波数を維持又は回復できない場合には、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。但し、同条に定める周波数調整では周波数を維持又は回復することができないと考えられる緊急の場合には、同条に定める周波数調整を行わずに、供給区域の需要を抑制又は遮断できる。 2 一般送配電事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断に <u>あたっては</u> 、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。	(周波数異常時の供給区域の需要の抑制又は遮断) 第167条 一般送配電事業者は、周波数が大幅に低下した周波数異常時において、第165条に定める周波数調整を行ったにもかかわらず、周波数を維持又は回復できない場合には、供給区域の需要を抑制又は遮断することができる。ただし、同条に定める周波数調整では周波数を維持又は回復することができないと考えられる緊急の場合には、同条に定める周波数調整を行わずに、供給区域の需要を抑制又は遮断できる。 2 一般送配電事業者は、供給区域の需要の抑制又は遮断に <u>当たっては</u> 、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。
(上げ調整力の活用) 第169条 (略) 一 一般送配電事業者が <u>予め</u> 確保した調整力の活用 二 (略)	(上げ調整力の活用) 第169条 (略) 一 一般送配電事業者が <u>あらかじめ</u> 確保した調整力の活用 二 (略)
(予備力の増加) 第170条 (略) 一 (略) 二 火力発電機の定格出力を超える運転の準備(但し、一般送配電事業者が発電設備を保有する事業者と事前に合意した発電機に限る。) 三 (略)	(予備力の増加) 第170条 (略) 一 (略) 二 火力発電機の定格出力を超える運転の準備(ただし、一般送配電事業者が発電設備を保有する事業者と事前に合意した発電機に限る。) 三 (略)
(供給力が不足する場合の需要の抑制又は遮断) 第172条 一般送配電事業者は、前2条の措置を行ってもなお自己の供給区域の需給ひつ迫を解消できないときは、需要の抑制又は遮断を行うことができる。但し、緊急やむを得ない場合は、前2条の措置を講じることなく、需要の抑制又は遮断を行うことができる。 2 一般送配電事業者は、前項の措置を行うに <u>あたり</u> 、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。 3 (略)	(供給力が不足する場合の需要の抑制又は遮断) 第172条 一般送配電事業者は、前2条の措置を行ってもなお自己の供給区域の需給ひつ迫を解消できないときは、需要の抑制又は遮断を行うことができる。ただし、緊急やむを得ない場合は、前2条の措置を講じることなく、需要の抑制又は遮断を行うことができる。 2 一般送配電事業者は、前項の措置を行うに <u>当たり</u> 、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。 3 (略)
(下げ調整力の活用) 第173条 (略) 一 一般送配電事業者が調整力として <u>予め</u> 確保した発電機の出力抑制及び揚水式発電機の揚水運転 二 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる <u>発電機の出力抑制及び揚水式発電機の揚水運転</u>	(下げ調整力の活用) 第173条 (略) 一 一般送配電事業者が調整力として <u>あらかじめ</u> 確保した次のアからウに掲げる方法 ア 発電機の出力抑制 イ 扬水式発電機の揚水運転 ウ 需給バランス改善用の電力貯蔵装置の充電 二 一般送配電事業者からオンラインで調整ができる次のアからウに掲げる方法 ア 発電機の出力抑制 イ 扬水式発電機の揚水運転 ウ 需給バランス改善用の電力貯蔵装置の充電
(下げ調整力が不足する場合の措置) 第174条 (略) 一 一般送配電事業者からオンラインで調整できない <u>火力電源等</u> (出力制御が困難な電源及び下げ調整力不足の解消への効果が低い電源は除く。以下同じ。)の発電機の出力抑制及び一般送配電事業者からオンラインで調整できない揚水式発電機の揚水運転(第3号、第4号、第5号及び第7号に	(下げ調整力が不足する場合の措置) 第174条 (略) 一 一般送配電事業者からオンラインで調整できない次のアからウに掲げる方法(第3号、第4号、第5号及び第7号に掲げる方法を除く。) ア 火力電源等(出力制御が困難な電源及び下げ調整力不足の解消への効果が低い電源は除く。以

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
掲げる方法を除く。)	<u>下同じ。)の発電機の出力抑制</u> <u>イ 揚水式発電機の揚水運転</u> <u>ウ 需給バランス改善用の電力貯蔵装置の充電</u>
二 (略) 三 バイオマスの専焼電源(但し、次号の地域バイオマス電源を除く。以下同じ。)の出力抑制 四 地域資源バイオマス電源(地域に賦存する資源(未利用間伐材等のバイオマス、メタン発酵ガス、一般廃棄物)を活用する発電設備(但し、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力抑制が困難なものを除く。)をいう。以下同じ。)の出力抑制 五~七 (略) 2 (略)	二 (略) 三 バイオマスの専焼電源(ただし、次号の地域バイオマス電源を除く。以下同じ。)の出力抑制 四 地域資源バイオマス電源(地域に賦存する資源(未利用間伐材等のバイオマス、メタン発酵ガス、一般廃棄物)を活用する発電設備(ただし、燃料貯蔵や技術に由来する制約等により出力抑制が困難なものを除く。)をいう。以下同じ。)の出力抑制 五~七 (略) 2 (略)
(出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議) 第175条 一般送配電事業者は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる下げ調整力不足を回避するための措置の要請の対象として選定された発電設備に係る発電契約者又は当該発電設備を保有する発電設備設置者(以下、 <u>本節において「発電契約者等」という。</u>)と <u>予め</u> 出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。	(出力抑制又は揚水運転の実施に係る事前協議) 第175条 一般送配電事業者は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる下げ調整力不足を回避するための措置の要請の対象として選定された発電設備に係る発電契約者又は当該発電設備を保有する発電設備設置者(以下、 <u>この節において「発電契約者等」という。</u>)と <u>あらかじめ</u> 出力抑制又は揚水運転に係る料金その他の条件について、合意しなければならない。
(下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請) 第182条 (略) 2 本機関は、前項の要請を受けた場合には、一般送配電事業者が第174条第1項第1号から第5号の措置を講じた後に前項の指示を行う。但し、下げ代不足を解消する緊急の必要性が認められる場合は、第174条の定めによらず、当該指示を行うことができる。	(下げ代不足を解消するための本機関に対する指示の要請) 第182条 (略) 2 本機関は、前項の要請を受けた場合には、一般送配電事業者が第174条第1項第1号から第5号の措置を講じた後に前項の指示を行う。ただし、下げ代不足を解消する緊急の必要性が認められる場合は、第174条の定めによらず、当該指示を行うことができる。
(自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証) 第183条 (略) 一~三 (略) 四 第174条第1項第5号に定める措置を実施するために、 <u>予め</u> 定められた手続きに沿って年間を通じて行った出力抑制の具体的な内容	(自然変動電源の出力抑制を行った場合の検証) 第183条 (略) 一~三 (略) 四 第174条第1項第5号に定める措置を実施するために、 <u>あらかじめ</u> 定められた手続きに沿って年間を通じて行った出力抑制の具体的な内容
(発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明) 第184条 一般送配電事業者は、第174条第1項各号(但し、第2号及び第6号を除く。)の出力抑制の対象となる発電設備の選定にあたり、電気供給事業者間の公平性に配慮しなければならない。 2 一般送配電事業者は、第174条第1項第1号から第5号(但し、第2号を除く。)に定める出力抑制等を給電指令により行う際には、給電指令を受ける発電契約者等に対し、事前に、次の各号に掲げる事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。但し、緊急時には事後速やかに説明を行えば足りるものとする。 一~三 (略) 3 一般送配電事業者は、発電契約者等から求められた場合は、書面をもって、 <u>第2項</u> の説明を行うものとする。	(発電契約者等に対する出力制御等を行った場合の説明) 第184条 一般送配電事業者は、第174条第1項各号(ただし、第2号及び第6号を除く。)の出力抑制の対象となる発電設備の選定に当たり、電気供給事業者間の公平性に配慮しなければならない。 2 一般送配電事業者は、第174条第1項第1号から第5号(ただし、第2号を除く。)に定める出力抑制等を給電指令により行う際には、給電指令を受ける発電契約者等に対し、事前に、次の各号に掲げる事項について説明するとともに、当該事業者等と協議しなければならない。ただし、緊急時には事後速やかに説明を行えば足りるものとする。 一~三 (略) 3 一般送配電事業者は、発電契約者等から求められた場合は、書面をもって、 <u>前項</u> の説明を行うものとする。
(電圧調整) 第186条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、その供給する電気の電圧を電気事業法施行規則(平成7年10月18日通商産業省令第77号、以下「施行規則」という。)第44条第1項に定める範囲内に維持するよう努める(以下「電圧調整」という。) 一~五 (略)	(電圧調整) 第186条 一般送配電事業者は、次の各号に掲げる方法により、その供給する電気の電圧を電気事業法施行規則(平成7年10月18日通商産業省令第77号、以下「施行規則」という。)第38条第1項に定める範囲内に維持するよう努める(以下「電圧調整」という。) 一~五 (略)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
2 (略) 3 (略)	2 (略) 3 (略)
(異常時の電圧調整) 第188条 (略) 2 一般送配電事業者は、前項の措置の実施にあたり、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。	(異常時の電圧調整) 第188条 (略) 2 一般送配電事業者は、前項の措置の実施に当たり、社会的影響を考慮するとともに、電気事業者及び需要者間の公平性に配慮する。
(給電指令の発受令に必要な事項の決定) 第190条 一般送配電事業者及び給電指令を受令する者(以下「受令者」という。)は、 <u>予め</u> 給電指令の発受令に備え、協議の上、給電指令の内容、給電指令の対象とする電力設備の範囲、給電指令の発受令の体制その他給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給電申合書その他の協定書を締結する。	(給電指令の発受令に必要な事項の決定) 第190条 一般送配電事業者及び給電指令を受令する者(以下「受令者」という。)は、 <u>あらかじめ</u> 給電指令の発受令に備え、協議の上、給電指令の内容、給電指令の対象とする電力設備の範囲、給電指令の発受令の体制その他給電指令の発受令のために必要な事項を定めた給電申合書その他の協定書を締結する。
(手順書の作成) 第191条 一般送配電事業者及び受令者は、給電指令を発受令するごとに、協議の上、給電指令を実行するための手順書を作成する。 <u>但し</u> 、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。 一・二 (略) 2 (略)	(手順書の作成) 第191条 一般送配電事業者及び受令者は、給電指令を発受令するごとに、協議の上、給電指令を実行するための手順書を作成する。 <u>ただし</u> 、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。 一・二 (略) 2 (略)
(給電指令に基づく電力設備の運転等の実施) 第192条 受令者は、給電指令を迅速かつ確実に行い、合理的な理由のない限り、これを拒み、改変し又は実施を遅らせてはならない。 <u>但し</u> 、人身の安全、電力設備の保安、電力の安定供給及び電力品質の確保等に問題を生じるおそれがある場合は、受令者は、一般送配電事業者に対し、給電指令の変更又は中止を要請し、適切な意見を述べることができる。	(給電指令に基づく電力設備の運転等の実施) 第192条 受令者は、給電指令を迅速かつ確実に行い、合理的な理由のない限り、これを拒み、改変し又は実施を遅らせてはならない。 <u>ただし</u> 、人身の安全、電力設備の保安、電力の安定供給及び電力品質の確保等に問題を生じるおそれがある場合は、受令者は、一般送配電事業者に対し、給電指令の変更又は中止を要請し、適切な意見を述べることができる。
(運用容量の算出の考え方) 第195条 (略) 2 (略) 一 熱容量等 設備健全時、又は、電力設備のN-1故障が発生した場合において、流通設備に流れる潮流を熱容量その他の設計上の許容値以下とできる連系線の潮流の最大値。 <u>但し</u> 、 <u>本号</u> における熱容量とは、流通設備に電流が流れた際の当該設備の温度が当該設備を継続的に使用することができる上限の温度となる潮流の値をいう。 二～四 (略)	(運用容量の算出の考え方) 第195条 (略) 2 (略) 一 熱容量等 設備健全時、又は、電力設備のN-1故障が発生した場合において、流通設備に流れる潮流を熱容量その他の設計上の許容値以下とできる連系線の潮流の最大値。 <u>ただし</u> 、 <u>この号</u> における熱容量とは、流通設備に電流が流れた際の当該設備の温度が当該設備を継続的に使用することができる上限の温度となる潮流の値をいう。 二～四 (略)
(下げ代不足時における短時間熱容量による運用容量の算出) 第196条 特定の供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前条第2項第1号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、同号 <u>但書</u> にかかわらず、下げ代不足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算出することができる。 <u>但し</u> 、下げ代不足が見込まれる供給区域において給電指令により迅速かつ確実に出力抑制を行うことができる電源がある場合に限る。	(下げ代不足時における短時間熱容量による運用容量の算出) 第196条 特定の供給区域において下げ代不足が見込まれる場合において、前条第2項第1号の流通設備の熱容量に基づき運用容量が定められているときは、同号 <u>ただし</u> <u>書</u> にかかわらず、下げ代不足が見込まれる期間に限定して、潮流の値を短時間熱容量に基づき算出することができる。 <u>ただし</u> 、下げ代不足が見込まれる供給区域において給電指令により迅速かつ確実に出力抑制を行うことができる電源がある場合に限る。

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
(承認を受けた電源等の取扱い) 第209条の2 業務規程第144条の2第2号の電源を有する承認電源等保有者は、翌々日の運用容量が公表された以降、前日スポット取引へ影響が生じることがないように翌々日以降の発電に係る計画の変更はできないものとする。但し、次の各号の場合には、それぞれ当該各号に掲げる変更をすることができる。 一・二 (略) 2 (略)	(承認を受けた電源等の取扱い) 第209条の2 業務規程第144条の2第2号の電源を有する承認電源等保有者は、翌々日の運用容量が公表された以降、発電に係る計画の変更はできないものとする。ただし、前日スポット取引へ影響が生じないのであれば発電に係る計画の変更はできる。また、前日スポット取引へ影響が生じる場合においても、次の各号の場合には、それぞれ当該各号に掲げる変更をすることができる。 一・二 (略) 2 (略)
(承認内容に変更があった場合の取扱い) 第214条 承認電源等保有者は、承認内容に変更があった場合には、速やかに、本機関に対して、当該承認内容の変更の申請を行わなければならない。但し、承認期間の短縮を伴わない変更である場合にはこの限りでない。 2 (略) 3 (略)	(承認内容に変更があった場合の取扱い) 第214条 承認電源等保有者は、承認内容に変更があった場合には、速やかに、本機関に対して、当該承認内容の変更の申請を行わなければならない。ただし、承認期間の短縮を伴わない変更である場合にはこの限りでない。 2 (略) 3 (略)
(一般送配電事業者による作業停止計画の調整) 第229条 一般送配電事業者は、業務規程別表11-1に示す種別の電力設備の作業停止計画の取りまとめ及び調整を行う。但し、本機関が調整を行う電力設備の作業停止計画については、この限りでない(以下、一般送配電事業者が調整を行う作業停止計画を、 <u>本章</u> において「調整対象作業停止計画」という。)。 2 電気供給事業者(一般送配電事業者を除く。 <u>本章</u> において、以下同じ。)は、一般送配電事業者の行う作業停止計画の取りまとめ及び調整を実施する上で、作業停止期間等の情報共有を確実に行い、事故の未然防止や円滑な作業ができるように相互に協力しなければならない。	(一般送配電事業者による作業停止計画の調整) 第229条 一般送配電事業者は、業務規程別表11-1に示す種別の電力設備の作業停止計画の取りまとめ及び調整を行う。ただし、本機関が調整を行う電力設備の作業停止計画については、この限りでない(以下、一般送配電事業者が調整を行う作業停止計画を、 <u>この章</u> において「調整対象作業停止計画」という。)。 2 電気供給事業者(一般送配電事業者を除く。 <u>この章</u> において、以下同じ。)は、一般送配電事業者の行う作業停止計画の取りまとめ及び調整を実施する上で、作業停止期間等の情報共有を確実に行い、事故の未然防止や円滑な作業ができるように相互に協力しなければならない。
(作業停止計画の原案の提出) 第230条 作業停止計画提出者は、次条に掲げる電力設備(一般送配電事業者と電気供給事業者の間で作業停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備に限る。以下、 <u>本章</u> において同じ。)の点検、修繕等の作業を実施するため電力設備を停止するとき又は電力設備の点検、修繕等の作業によって電力設備の運用に制約が生じるときは、別表12-1で定める期日までに、別表12-2に掲げるところにより、作業停止計画の原案を提出する。 2 (略) 3 一般送配電事業者は、供給区域の系統規模が大きい場合や作業停止計画が多数である場合等、電力設備の作業停止計画の調整を円滑に実施するために必要なときは、作業停止計画提出者と <u>予め</u> 合意の上、作業停止計画提出者に対して、年間及び月間の作業停止計画のほか、当年度の下期の作業停止計画の提出を求めることができる。 4 (略)	(作業停止計画の原案の提出) 第230条 作業停止計画提出者は、次条に掲げる電力設備(一般送配電事業者と電気供給事業者の間で作業停止計画の調整対象とする旨を合意した電力設備に限る。以下、 <u>この章</u> において同じ。)の点検、修繕等の作業を実施するため電力設備を停止するとき又は電力設備の点検、修繕等の作業によって電力設備の運用に制約が生じるときは、別表12-1で定める期日までに、別表12-2に掲げるところにより、作業停止計画の原案を提出する。 2 (略) 3 一般送配電事業者は、供給区域の系統規模が大きい場合や作業停止計画が多数である場合等、電力設備の作業停止計画の調整を円滑に実施するために必要なときは、作業停止計画提出者と <u>あらかじめ</u> 合意の上、作業停止計画提出者に対して、年間及び月間の作業停止計画のほか、当年度の下期の作業停止計画の提出を求めることができる。 4 (略)
(作業停止計画の調整における考慮事項) 第244条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項(一般送配電事業者が行う調整においては第11号を除く。)を考慮の上、行う。但し、第1号から第6号に掲げる事項を重視及び優先するものとする。 一～十一 (略) 2 本機関又は一般送配電事業者が、作業停止計画の調整を行うにあたっては、発電機の出力の増加又は抑制によって流通設備(但し、連系線は除く。)に流れる潮流調整を行う必要が生じた場合には、潮流調整の効果及び発電計画提出者間の公平性を考慮の上、出力の増加又は抑制の対象となる発電機	(作業停止計画の調整における考慮事項) 第244条 本機関又は一般送配電事業者が、電力設備の作業停止計画の調整を行うに <u>当たっては</u> 、次の各号に掲げる事項(一般送配電事業者が行う調整においては第11号を除く。)を考慮の上、行う。ただし、第1号から第6号に掲げる事項を重視及び優先するものとする。 一～十一 (略) 2 本機関又は一般送配電事業者が、作業停止計画の調整を行うに <u>当たっては</u> 、発電機の出力の増加又は抑制によって流通設備(但し、連系線は除く。)に流れる潮流調整を行う必要が生じた場合には、潮流調整の効果及び発電計画提出者間の公平性を考慮の上、出力の増加又は抑制の対象となる発電機

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)															
を選定しなければならない。	を選定しなければならない。															
(系統情報の公表) 第245条 一般送配電事業者及び送電事業者は、系統情報ガイドラインに基づき、 <u>次の各号に掲げるものを除き、電力系統の利用に資する情報を当該一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイトにおいて</u> 公表する。 一 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがあるもの 二 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの 2 前項により公表する情報の項目、公表手段及び公表時期は、別表13-1に定めるところによる。 3 (略)	(系統情報の公表) 第245条 一般送配電事業者及び送電事業者は、系統情報ガイドラインに基づき、電力系統の利用に資する情報を公表する。 一・二 (削除) 2 業務規程第168条第2項で規定した本機関の公表内容のうち、一般送配電事業者及び送電事業者が公表すべき内容については、一般送配電事業者及び送電事業者が公表する。 3 (略)															
(事業者の要請に基づく情報の提示) 第246条 一般送配電事業者及び送電事業者は、系統連系希望者から当該検討に必要な情報の提示の要請があった場合は、前条第1項各号に該当する情報を除き、別表13-2に定める情報を提示する。 2 前項により提示する情報の項目、提示手段及び提示時期は、別表13-2に定めるところによる。 3 一般送配電事業者及び送電事業者は、第1項の情報の提示に際し、次の各号に掲げる措置を講じることができる。 一 閲覧者の事前登録 二 閲覧目的の明確化 三 秘密保持契約の締結 四 その他提示する情報の保護のために必要な措置	第246条 削除															
別表13-1 一般送配電事業者及び送電事業者が公表する情報及び公表の手段、時期	(削除)															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報項目</th> <th>公表の手段</th> <th>公表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a) 一般送配電事業者及び送電事業者の系統ルール ・情報公表ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール</td> <td>一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイト</td> <td>都度</td> </tr> <tr> <td>(b) 流通設備計画 ・流通設備建設計画(※1)</td> <td>同上</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>(c) 系統の空容量 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図(特別高圧以上)(※2)</td> <td>一般送配電事業者のウェブサイト</td> <td>同上</td> </tr> <tr> <td>(d) 需給関連情報(需給予想) ・供給区域の需要電力 翌日:翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日:当日の最大時需要電力と予想時刻 ・供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日:翌日の供給電力 当日:当日の供給電力</td> <td>同上</td> <td>翌日:前日18時頃 当日:当日9時頃</td> </tr> </tbody> </table>	情報項目	公表の手段	公表時期	(a) 一般送配電事業者及び送電事業者の系統ルール ・情報公表ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール	一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイト	都度	(b) 流通設備計画 ・流通設備建設計画(※1)	同上	同上	(c) 系統の空容量 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図(特別高圧以上)(※2)	一般送配電事業者のウェブサイト	同上	(d) 需給関連情報(需給予想) ・供給区域の需要電力 翌日:翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日:当日の最大時需要電力と予想時刻 ・供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日:翌日の供給電力 当日:当日の供給電力	同上	翌日:前日18時頃 当日:当日9時頃	
情報項目	公表の手段	公表時期														
(a) 一般送配電事業者及び送電事業者の系統ルール ・情報公表ルール ・設備形成ルール ・系統アクセスルール ・系統運用ルール	一般送配電事業者及び送電事業者のウェブサイト	都度														
(b) 流通設備計画 ・流通設備建設計画(※1)	同上	同上														
(c) 系統の空容量 ・系統の空容量に関し、簡易的に地図上に記載した送電系統図(特別高圧以上)(※2)	一般送配電事業者のウェブサイト	同上														
(d) 需給関連情報(需給予想) ・供給区域の需要電力 翌日:翌日の最大時需要電力と予想時刻 当日:当日の最大時需要電力と予想時刻 ・供給区域の最大需要電力に対する供給電力 翌日:翌日の供給電力 当日:当日の供給電力	同上	翌日:前日18時頃 当日:当日9時頃														

変更前（変更点に下線）				変更後（変更点に下線）									
(e) 需給関連情報（電力使用状況） ・供給区域の需要電力の現在値 ・供給区域の当日及び前日（※3）の需要実績カーブ ・供給区域の当日の最大電力実績と発生時刻	同上	都度											
(f) 需給関連情報（需給実績） ・供給区域の需要実績（1時間値） ・供給区域の供給実績（電源種別、1時間値）	同上	四半期毎											
(g) 再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報（※4） ・出力抑制が行われた日、時間帯 ・その時間帯ごとの給電指令が行われた出力の合計 ・理由（「下げ調整力不足」などの要因）	同上	出力抑制が行われた日の属する月の翌月											
<p>（※1） 最新の供給計画において記載されているものとする。</p> <p>（※2） 系統情報ガイドラインによる。</p> <p>（※3） 過日分の参考日を対象として表示する場合もある。</p> <p>（※4） 公表する事項は、F I T法施行規則（平成24年6月18日経済産業省令第46号）に準ずる。</p> <p>（注）送電事業者は、（a）及び（b）のみを公表するものとする。但し、（a）については系統運用ルールを除く。</p>													
別表13-2 一般送配電事業者及び送電事業者が個々の要請に応じて提示する情報及び提示の手段、 時期				（削除）									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報項目</th> <th>提示手段</th> <th>提示時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(a) 流通設備の故障状況 (設備名、発生時刻、原因、復旧状況等)</td> <td>一般送配電事業者の送電サービスセンター等^(※1)への店頭、電話等での問合せに応じ、個別に示し、説明</td> <td>都度</td> </tr> <tr> <td>(b) 系統アクセス情報（特別高圧） ・地内系統（連系線を除く一般送配電事業者が運用する送電系統をいう。以下、本表において同じ。）の送電系統図（送電線、変圧器等の容量を含む。）（但し、別表13-1（b）（c）により公表する情報を除く。） ・地内系統の潮流図（予想及び実績） ・地内系統の作業停止計画（計画及び実績） ・地内系統の設備定数（送電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等）、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他送電系統への連系の技術検討に係わる情報 ・地内系統の送変電設備計画（但し、別表13-1（b）により公表する情報を除く。） ・地内系統の停電実績（但し、停電発生時に一般送配電事業者のウェブサイト等で公表する情報を除く。）</td> <td>一般送配電事業者の送電サービスセンター等^(※1)の店頭での閲覧^(※2)、または、問合せに応じ、個別に示し、説明</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table>	情報項目	提示手段	提示時期	(a) 流通設備の故障状況 (設備名、発生時刻、原因、復旧状況等)	一般送配電事業者の送電サービスセンター等 ^(※1) への店頭、電話等での問合せに応じ、個別に示し、説明	都度	(b) 系統アクセス情報（特別高圧） ・地内系統（連系線を除く一般送配電事業者が運用する送電系統をいう。以下、本表において同じ。）の送電系統図（送電線、変圧器等の容量を含む。）（但し、別表13-1（b）（c）により公表する情報を除く。） ・地内系統の潮流図（予想及び実績） ・地内系統の作業停止計画（計画及び実績） ・地内系統の設備定数（送電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等）、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他送電系統への連系の技術検討に係わる情報 ・地内系統の送変電設備計画（但し、別表13-1（b）により公表する情報を除く。） ・地内系統の停電実績（但し、停電発生時に一般送配電事業者のウェブサイト等で公表する情報を除く。）	一般送配電事業者の送電サービスセンター等 ^(※1) の店頭での閲覧 ^(※2) 、または、問合せに応じ、個別に示し、説明	同上				
情報項目	提示手段	提示時期											
(a) 流通設備の故障状況 (設備名、発生時刻、原因、復旧状況等)	一般送配電事業者の送電サービスセンター等 ^(※1) への店頭、電話等での問合せに応じ、個別に示し、説明	都度											
(b) 系統アクセス情報（特別高圧） ・地内系統（連系線を除く一般送配電事業者が運用する送電系統をいう。以下、本表において同じ。）の送電系統図（送電線、変圧器等の容量を含む。）（但し、別表13-1（b）（c）により公表する情報を除く。） ・地内系統の潮流図（予想及び実績） ・地内系統の作業停止計画（計画及び実績） ・地内系統の設備定数（送電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等）、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他送電系統への連系の技術検討に係わる情報 ・地内系統の送変電設備計画（但し、別表13-1（b）により公表する情報を除く。） ・地内系統の停電実績（但し、停電発生時に一般送配電事業者のウェブサイト等で公表する情報を除く。）	一般送配電事業者の送電サービスセンター等 ^(※1) の店頭での閲覧 ^(※2) 、または、問合せに応じ、個別に示し、説明	同上											

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)	
(c) 統計アクセス情報(高圧) ・配電系統図(配電線及び変圧器の容量を含む。) ・希望配電線(系統連系希望者が連系を希望する配電線をいう。以下、本表において同じ。)の潮流(予想及び実績) ・希望配電線の設備定数(配電線、変圧器等の電圧、インピーダンス等)、短絡容量、系統保護リレーの設置状況その他配電設備への連系の技術検討に係わる情報 ・希望配電線の配電設備計画 ・希望配電線の停電実績(但し、停電発生時に一般送配電事業者のウェブサイト等で公表する情報を除く。)	同上	同上
※1 具体的には、一般送配電事業者及び送電事業者の情報公表ルールで定める。		
※2 統計連系希望者の希望連系点付近の送電系統図または配電系統図を提示する。		
(スイッチング支援システム) 第247条 スイッチング支援システムを通じて行うことのできる業務は、低圧需要者及び高圧需要者並びに低圧FIT電源(FIT電源のうち低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。)を保有する発電設備設置者に関する次の各号に掲げる業務(以下「スイッチング支援対象業務」という。)とする。但し、第3号の使用量情報照会については、契約電力500キロワット以上の高圧需要者及び特別高圧需要者に関するものも含む。 一・二 (略) 三 使用量情報照会(低圧FIT電源に係るものを除く。) 四 託送等異動業務(高圧需要者、低圧FIT電源の再点及び需要抑制量調整供給契約に係るものと除く。) 五~七 (略) 2 本章においては、特に記載のない限り、次の各号に掲げるとおり需要者を区分する。 一 (略) 二 (略) 三 特別高圧需要者 標準電圧が2万ボルト以上で受電する需要者 3 本章の規定は、小売電気事業者、一般送配電事業者及び需要抑制契約者がスイッチング支援対象業務を行う場合について適用する。	(スイッチング支援システム) 第247条 スイッチング支援システムを通じて行うことのできる業務は、低圧需要者、高圧需要者、低圧FIT電源(FIT電源のうち低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。)を保有する発電設備設置者及び低圧FIT卒業電源(FIT電源契約の実績がある電源で、FIT電源契約を終了した発電設備のうち、低圧の送電系統に連系するものをいう。以下同じ。)を保有する発電設備設置者に関する次の各号に掲げる業務(以下「スイッチング支援対象業務」という。)とする。ただし、第3号の使用量情報照会については、契約電力500キロワット以上の高圧需要者及び特別高圧需要者に関するものも含む。 一・二 (略) 三 使用量情報照会(低圧FIT電源及び低圧FIT卒業電源に係るものを除く。) 四 託送等異動業務(高圧需要者の再点、高圧需要者のアンペア変更、低圧FIT電源の再点、低圧FIT電源の託送供給契約の切替え、低圧FIT電源のアンペア変更、低圧FIT卒業電源のアンペア変更及び需要抑制量調整供給契約に係るものを除く。) 五~七 (略) 2 この章においては、特に記載のない限り、次の各号に掲げるとおり需要者を区分する。 一 (略) 二 (略) 三 特別高圧需要者 標準電圧が2万ボルト以上で受電する需要者をいう。 3 この章の規定は、小売電気事業者、一般送配電事業者及び需要抑制契約者がスイッチング支援対象業務を行う場合について適用する。	
(供給地点設備情報照会) 第251条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低圧FIT電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。 2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。但し、低圧FIT電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。	(供給地点設備情報照会) 第251条 小売電気事業者は、小売供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。ただし、低圧FIT電源及び低圧FIT卒業電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。 2 需要抑制契約者は、特定卸供給契約を締結しようとする上で必要がある場合には、供給地点特定番号を特定した上で、スイッチング支援システムを通じ、一般送配電事業者に対し設備情報の照会を行うことができる。ただし、低圧FIT電源及び低圧FIT卒業電源に関して照会できる情報は住所情報及び検針日情報のみとする。	
(使用量情報照会)	(使用量情報照会)	

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>第252条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 小売電気事業者及び需要抑制契約者は、使用量情報照会の委任を受けた場合には、公的証明書等に基づき、当該委任を行った者が需要者本人であることを確認しなければならず、使用量情報照会に<u>あたって</u>、当該証明書等の写しを一般送配電事業者に送付するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>	<p>第252条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 小売電気事業者及び需要抑制契約者は、使用量情報照会の委任を受けた場合には、公的証明書等に基づき、当該委任を行った者が需要者本人であることを確認しなければならず、使用量情報照会に<u>当たって</u>、当該証明書等の写しを一般送配電事業者に送付するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p>
(託送等異動業務)	(託送等異動業務)
<p>第253条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 需要者の移転等に伴う電気の使用の開始(以下「再点」という。)</p> <p>三～四 (略)</p> <p>五 需要者及び発電者情報の変更</p>	<p>第253条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 需要者<u>又は</u>発電設備設置者の移転等に伴う電気の使用の開始<u>又は</u>発電の開始(以下「再点」という。)</p> <p>三～四 (略)</p> <p>五 需要者及び発電設備設置者の情報の変更</p>
(託送供給契約の切替え)	(託送供給契約の切替え)
<p>第254条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、スイッチング支援システムを通じて、スイッチング開始申込み及びスイッチング廃止申込みの双方を受け付けた日(以下「マッチング日」という。)以後の日で、新小売電気事業者と現小売電気事業者がスイッチングを希望する日(以下「スイッチング希望日」という。)において、託送供給契約の切替えを行う。<u>但し</u>、スイッチング希望日は、次の各号に掲げる日以降としなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第254条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般送配電事業者は、スイッチング支援システムを通じて、スイッチング開始申込み及びスイッチング廃止申込みの双方を受け付けた日(以下「マッチング日」という。)以後の日で、新小売電気事業者と現小売電気事業者がスイッチングを希望する日(以下「スイッチング希望日」という。)において、託送供給契約の切替えを行う。<u>ただし</u>、スイッチング希望日は、次の各号に掲げる日以降としなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p>
(再点の申込み)	(再点の申込み)
<p>第255条 (略)</p> <p>2 小売電気事業者は、需要者が小売供給契約の締結以前から電気の使用を開始している場合は、需要者からの申出に基づき、需要者の電気の使用開始日を再点日とできる。<u>但し</u>、需要者の電気の使用開始日が再点申込日から起算して31日を超えて遡る場合は、小売電気事業者は、スイッチング支援システムを利用することはできない。</p> <p>3 前項<u>但書</u>に掲げる場合においては、小売電気事業者は、再点申込みに関し、個別に一般送配電事業者と協議を行うものとする。</p>	<p>第255条 (略)</p> <p>2 小売電気事業者は、需要者が小売供給契約の締結以前から電気の使用を開始している場合は、需要者からの申出に基づき、需要者の電気の使用開始日を再点日とできる。<u>ただし</u>、需要者の電気の使用開始日が再点申込日から起算して31日を超えて遡る場合は、小売電気事業者は、スイッチング支援システムを利用することはできない。</p> <p>3 前項<u>ただし</u>書に掲げる場合においては、小売電気事業者は、再点申込みに関し、個別に一般送配電事業者と協議を行うものとする。</p>
(スイッチング廃止取次)	(スイッチング廃止取次)
<p>第260条 (略)</p> <p>2 新小売電気事業者は、スイッチング廃止取次に<u>あたって</u>、現小売電気事業者に対し、次の各号に掲げる本人確認に必要な情報を提供する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 現小売電気事業者は、平日の営業時間内においては、スイッチング支援システムを利用して、1時間に1回以上、新小売電気事業者からの廃止取次の申込みの有無を確認しなければならない。<u>但し</u>、システムトラブルその他やむを得ない事情のある場合についてはこの限りではない。</p> <p>4 現小売電気事業者は、新小売電気事業者から提供を受けた第2項各号に掲げる情報の内容と自己の保有する情報の内容が一致する場合には、スイッチング支援システムを通じ、速やかにスイッチング</p>	<p>第260条 (略)</p> <p>2 新小売電気事業者は、スイッチング廃止取次に<u>当たって</u>、現小売電気事業者に対し、次の各号に掲げる本人確認に必要な情報を提供する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>3 現小売電気事業者は、平日の営業時間内においては、スイッチング支援システムを利用して、1時間に1回以上、新小売電気事業者からの廃止取次の申込みの有無を確認しなければならない。<u>ただし</u>、システムトラブルその他やむを得ない事情のある場合についてはこの限りではない。</p> <p>4 現小売電気事業者は、新小売電気事業者から提供を受けた第2項各号に掲げる情報の内容と自己の保有する情報の内容が一致する場合には、スイッチング支援システムを通じ、速やかにスイッチング</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
<p>廃止取次を可とする旨を回答しなければならない。但し、新小売電気事業者のスイッチング廃止取次の申込みが需要者本人の意思に基づかないと窺われる特別の事情がある場合はこの限りでない。</p> <p>5 (略) 6 (略)</p>	<p>廃止取次を可とする旨を回答しなければならない。ただし、新小売電気事業者のスイッチング廃止取次の申込みが需要者本人の意思に基づかないと窺われる特別の事情がある場合はこの限りでない。</p> <p>5 (略) 6 (略)</p>
<p>(スイッチング廃止取次の委任を受けるときの説明義務)</p> <p>第261条 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 新小売電気事業者が需要者の委任を受けた場合には、需要者に代わって、現小売電気事業者に対しスイッチング廃止取次を行うこと 二 新小売電気事業者の廃止取次に対して、現小売電気事業者が廃止取次を可とした場合、現小売供給契約が解約されること 三 現小売供給契約を解約した場合、違約金等の不利益が発生する可能性があること 四 (略) 	<p>(スイッチング廃止取次の委任を受けるときの説明義務)</p> <p>第261条 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 新小売電気事業者が需要者の委任を受けた場合には、需要者に代わって、現小売電気事業者に対しスイッチング廃止取次を行うこと。 二 新小売電気事業者の廃止取次に対して、現小売電気事業者が廃止取次を可とした場合、現小売供給契約が解約されること。 三 現小売供給契約を解約した場合、違約金等の不利益が発生する可能性があること。 四 (略)
<p>(低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合)</p> <p>第266条 低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、<u>本章</u>の規定は、「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」、「供給地点」を「受電地点」、「需要者」を「発電設備設置者」、「小売供給」を「特定供給」及び「小売供給契約」を「特定契約」と読み替えて適用するものとする。 <u>但し、第254条、第255条、第257条及び第259条から第261条までは適用しない。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(低圧FIT電源及び低圧FIT卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合)</p> <p>第266条 低圧FIT電源及び低圧FIT卒業電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、<u>この章</u>の規定は、「供給地点特定番号」を「受電地点特定番号」、「供給地点」を「受電地点」、「需要者」を「発電設備設置者」、「小売供給」を「特定供給」及び「小売供給契約」を「特定契約」と読み替えて適用するものとする。</p> <p>2 前項にかかわらず、低圧FIT電源に関するスイッチング支援対象業務を行う場合は、<u>第247条、第252条から第255条、第257条及び第259条から第261条までは適用せず、低圧FIT卒業電源に関するスイッ</u>チング支援対象業務を行う場合は、<u>第247条、第252条、第253条、第255条第2項及び第3項並びに第257条は適用しない。</u></p> <p>3 第1項にかかわらず、一般送配電事業者と電気の特定契約を締結している低圧FIT電源がFIT買取期間満了に伴うスイッチング支援対象業務を行う場合は、<u>第247条及び第252条から第262条までを適用しない。</u></p>
<p>(緊急時の対応)</p> <p>第267条 (略)</p> <p>2 (略) 3 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 毎年度、本機関に対し、防災業務計画に定める情報を提出すること 二 本機関からの求めに応じ、防災訓練に参加すること <p>4 (略)</p>	<p>(緊急時の対応)</p> <p>第267条 (略)</p> <p>2 (略) 3 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 毎年度、本機関に対し、防災業務計画に定める情報を提出すること。 二 本機関からの求めに応じ、防災訓練に参加すること。 <p>4 (略)</p>
<p>(電力需給等に関する情報の本機関への提出)</p> <p>第268条 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 周波数に関する実績 自らの供給区域において、標準周波数から以下に示す変動幅に維持された時間の比率の実績 (但し、離島における周波数の実績は除く。) ア～エ (略) 二 電圧に関する実績 自らの供給区域において、施行規則第<u>45</u>条に基づき電圧を測定した地点数並びに別表16-1の維持すべき値を逸脱した地点数及びその比率 三 (略) 四 その他本機関が電力需給の改善にあたり状況を継続的に確認することが必要と考える事項 <p>2 一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、法第26条第3項及び施行規則第<u>45</u>条に基づき記録</p>	<p>(電力需給等に関する情報の本機関への提出)</p> <p>第268条 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 周波数に関する実績 自らの供給区域において、標準周波数から以下に示す変動幅に維持された時間の比率の実績 (ただし、離島における周波数の実績は除く。) ア～エ (略) 二 電圧に関する実績 自らの供給区域において、施行規則第<u>39</u>条に基づき電圧を測定した地点数並びに別表16-1の維持すべき値を逸脱した地点数及びその比率 三 (略) 四 その他本機関が電力需給の改善にあたり状況を継続的に確認することが必要と考える事項 <p>2 一般送配電事業者は、本機関の要請に応じ、法第26条第3項及び施行規則第<u>39</u>条に基づき記録</p>

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
し保存している周波数及び電圧の測定結果並びに電気関係報告規則第3条に基づき国へ報告した供給支障事故の情報その他本機関が前項の評価・分析に <u>あたって必要となる情報を提供しなければならないものとする。</u>	し保存している周波数及び電圧の測定結果並びに電気関係報告規則第3条に基づき国へ報告した供給支障事故の情報その他本機関が前項の評価・分析に <u>当たって必要となる情報を提供しなければならないものとする。</u>
(事業者コード等の申請) 第269条 託送供給契約者、発電契約者、需要抑制契約者その他電気供給事業者は、 <u>本機関に対し、需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等及び供給計画を広域機関システムを通じて提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号(コード)の発行を本機関に申請しなければならない。</u> 一～八 (略)	(事業者コード等の申請) 第269条 託送供給契約者、発電契約者、需要抑制契約者その他電気供給事業者は、需要調達計画等、発電販売計画等、需要抑制計画等及び供給計画を広域機関システムを通じて <u>本機関に提出するため、次の各号に掲げる当該システムで使用する番号(コード)の発行を本機関に対し申請しなければならない。</u> 一～八 (略)
(新設) 2 本機関は、前項により申請を受け付けた場合は、申請のあった事業者に対しコードを発行するとともに、その内容を一般送配電事業者に通知する。	2 市場参加資格事業者は、容量市場システムへの市場参加資格事業者の基本情報の登録申込み等を行うために必要な場合、前項各号に掲げるコードの発行を、本機関に対し申請しなければならない(ただし、前項の申請によりコードの発行を受けた市場参加資格事業者は除く。)。 3 本機関は、前各項により申請を受け付けた場合は、申請のあった事業者に対しコードを発行するとともに、その内容を一般送配電事業者に通知する。
附則 (マージンの利用の暫定措置) 第4条 業務規程第82条に掲げるシステム構築が完了するまでの間のマージン利用計画の扱いは、次の各号に定めるところによる。 一 マージンの一部の利用を可能とする連系線 マージンの一部の利用を可能とする連系線は、業務規程別表9-1に掲げる東京中部間連系設備及び北海道本州間連系設備に限る。 二 マージン利用計画の値 ア マージン利用計画の値は、昼間帯及び夜間帯ごとに一定値とする。 イ 週間計画におけるマージン利用計画の値は、月間計画における値と同一とする。 三 マージン利用計画の変更 ア 業務規程第69条に定める週間計画の更新以降、受給日の2営業日前の12時までは、マージン利用計画は変更することができない。但し、業務規程別表9-5に定める不可避的な変更又は発電トラブルによる変更の場合はこの限りでない。 イ 受給日の1営業日前の11時から前日の12時までの間にマージン利用計画の変更を希望する場合には、業務規程別表9-5に定める不可避的な変更として、その変更計画を提出する。	附則 第4条 削除
附則(平成29年9月6日) (施行期日) 第1条 (略) 2 前項にかかわらず、第33条、第138条から第139条の2まで、第197条から第228条まで、第233条、第238条、第244条及び第269条並びに附則第2条から第5条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年以内の日(但し、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。 3 (略)	附則(平成29年9月6日) (施行期日) 第1条 (略) 2 前項にかかわらず、第33条、第138条から第139条の2まで、第197条から第228条まで、第233条、第238条、第244条及び第269条並びに附則第2条から第5条までの規定は、本機関の理事会の議決により定めた平成30年4月1日から1年以内の日(ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。 3 (略)

変更前(変更点に下線)	変更後(変更点に下線)
附則(平成30年6月29日) (施行期日) 第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 <u>但し</u> 、附則第2条から第4条までの規定は、平成30年10月1日から施行する。	附則(平成30年6月29日) (施行期日) 第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 <u>ただし</u> 、附則第2条から第4条までの規定は、平成30年10月1日から施行する。
(発電制約が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有) 第4条 一般送配電事業者は、第3年度の広域連系系統の作業停止計画において、発電制約が伴うことが想定される場合は、作業停止期間が概ね30日を超える作業停止件名を、第236条第3項に定める提出時期までに、発電計画提出者と共有する。 <u>但し</u> 、次の各号に掲げる作業停止件名は、可能な限り第4年度以降を含めるものとする。 一・二 (略) 2 (略)	(発電制約が伴う広域連系系統の作業停止計画の情報共有) 第4条 一般送配電事業者は、第3年度の広域連系系統の作業停止計画において、発電制約が伴うことが想定される場合は、作業停止期間が概ね30日を超える作業停止件名を、第236条第3項に定める提出時期までに、発電計画提出者と共有する。 <u>ただし</u> 、次の各号に掲げる作業停止件名は、可能な限り第4年度以降を含めるものとする。 一・二 (略) 2 (略)
(新設)	附則(年 月 日) (施行期日) 第1条 本指針は、経済産業大臣の認可を受けた日から施行する。 2 前項にかかわらず、第15条の2から第15条の19まで、第17条、第139条及び第269条の規定は、2019年7月1日から2021年3月31日の範囲内において本機関の理事会の議決により定める日(ただし、経済産業大臣の認可を受けた日以降の日に限る。)から施行する。
(新設)	(東北東京間連系線等の増強工事の特定負担者の取扱い期間) 第2条 平成30年9月30日以前に接続契約を締結した、東北東京間連系線のほか、関連する地内基幹送電線の増強工事の特定負担者に適用される取扱いの期間は、増強工事後の東北東京間連系線の使用開始日又は当該特定負担者の発電機の運転開始日のいずれか遅い日(以下「起算日」という。)から、当該特定負担者の発電機を廃止(リプレースの場合を含む。)する日又は起算日から40年間経過した日のいずれか早い日までとする。